

## 2. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

### 2-1. スリランカのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

#### 2-1-1 スリランカの概要

##### 1) 基礎データ

スリランカ（旧称セイロン）は、インド南部のインド洋に浮かぶ島国であり、面積は日本の北海道の8割ほどの大きさである。熱帯地域に位置し、年間平均気温は27℃前後でほぼ一定で、年間を通して高温多湿である。

スリランカ経済は、新型コロナウイルス感染症や経済危機の影響で2022年に-7.8%、2023年に-2.3%のマイナス成長を記録したものの、その後は着実な回復を見せている。2024年には観光業の力強い回復や産業部門の成長により、年間実質GDP成長率が5.0%とプラス成長に転じた。2025年に入ってもその勢いは維持され、第3四半期には前年同期比5.4%の成長を記録し、9四半期連続でのプラス成長を達成している。

日本とスリランカは、貿易、経済・技術協力を中心に良好な関係が続いている。日本国外務省の資料によると、2023年の両国間の貿易額は約583億円であり、日本はスリランカにとって引き続き重要な貿易相手国として位置付けられている。日本からの主要輸出品目は建設用機械、農業機械、自動車部品、一般機械などであり、日本への主要輸入品目は紅茶、衣類及び同付属品、魚介類などが挙げられる。

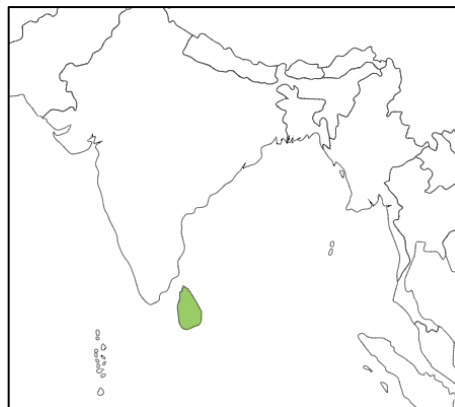


表2-1-1. スリランカ基礎データ

国名	スリランカ民主社会主義共和国	首都	スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ
面積	6万5,610平方キロメートル	人口	約2,204万人（2023年）
対日輸入額	262億円（2022年）（建設用機械、農業機械、自動車部品、一般機械、電気機器など）	言語	公用語（シンハラ語、タミル語）、連結語（英語）
GDP	771億米ドル（2022年）	経済成長率	-7.8%（2022年）
経済概況	(1) スリランカ経済は、紛争の終結による復興需要や経済活動の活性化等によって、2012年に過去最高となる9.1%の経済成長を達成し、2018年には観光客数が233万人に達するなど、その後も3～5%前後で安定的に推移した。2019年には経済成長率は同年に発生した連		

	<p>続爆破テロ事件等の影響もあり、0.2%のマイナス成長となった。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大による度重なる外出禁止令の発令による経済活動の停滞や観光客の大幅な減少（前年比73.5%減）、海外労働者送金の減少等により、3.5%のマイナス成長となった。2021年には反動で3.3%成長となったものの観光客数は伸び悩み、前年比62%減の19万人にとどまった。2023年は約149万人。</p> <p>(2) 慢性的な貿易赤字及び財政赤字を背景として外貨流出が続く中、外貨流出防止を狙いとした輸入規制の導入により、食料・燃料等の生活必需品の不足と物価上昇が急激に進行した。特に燃料の不足は、長時間の計画停電や生産活動の停滞につながった。2022年3月に中央銀行が変動相場制への移行を発表して以降、ルピー安が急激に進行したことで輸入品価格の上昇に拍車がかかり、2022年9月の全国消費者物価指数は前年同月比で73.7%（食品は85.8%、非食品は62.8%）の上昇率を記録し、当時の統計基準において過去最高となった。</p> <p>(3) 財政面では、2019年の連続爆破テロ事件による経済活動停滞に伴う歳入減少や補助金支出増加によりプライマリーバランスの赤字が大幅に拡大する中、同年末の大幅減税による歳入減少により、2021年の歳入の対GDP比は世界的にも低い水準となった。また、紛争終結後のインフラ需要を賄う過程で対外債務が拡大したが、債務返済に必要な税収や外貨が確保できず、債務の持続可能性が損なわれ、4月12日、スリランカ財務省がIMFによる経済調整プログラムに沿った債務再編が行われるまでの間、対外債務の支払いを一時的に停止する措置を発表するに至った。翌月18日には、7,800万米ドル相当の長期外貨建て国債の利払いの猶予期限を迎え、スリランカで初のソブリン債のデフォルトに陥った。</p> <p>(4) スリランカ政府は、足下のインフレ対策や食料・燃料等の必需品の確保に加え、歳出入改革、国有企業改革、債務再編等に取り組んでいる。足下の観光収入や海外労働者送金の持ち直しにより外貨準備高は緩やかに回復しており、2024年1月末時点で約44億ドル（約3か月分の輸入額に相当）に回復している。IMFとの関係では、2022年9月1日、支援プログラム（拡大信用供与措置（EFF））についてスタッフレベル合意に達し、2023年3月20日のIMF理事会で同支援プログラムが承認された。4年間の同支援プログラム期間中に、IMFからスリランカに対し、プログラムの進展に応じ、複数回に分けて合計29億ドルが拠出される。また、日印仏の共同議長の下で債権国会合が開催され、主要債権国の間で債務再編について協議がなされている。スリランカとの債務再編について2023年10月、中国（輸銀）がスリランカ政府との間の暫定合意を発表し、11月、債権国会合とスリランカ政府の間で債務再編にかかる基本合意がなされた。2024年7月23日、債権国会合とスリランカ政府の間で債務再編にかかる覚書への署名が完了した。</p>
--	--

出典：外務省・スリランカ民主社会主義共和国基礎データ(令和7年4月1日現在)(令和8年2月19日最終閲覧)

## 2) スリランカのタイプ I 環境ラベル

### (1) エコラベル・スリランカの概要

スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」は、非営利法人である National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカが運営している。このエコラベル・スリランカ制度は、UNEP (国連環境計画)が主導する持続可能な開発を促進する国際パートナーシッププログラム「10 Year Framework Program (10YFP)」の採択プログラムである Consumer Information プログラムの支援プロジェクトに公募し、採用されたことで 2017 年から検討が開始された。2020 年には、タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である世界エコラベリング・ネット



エコラベル・スリランカ (タイプ I 環境ラベル)

ワーク (Global Ecolabelling Network: GEN) に準会員として加盟し、2021 年の GEN 年次総会にて正会員として承認された。2021 年 1 月に「乳製品」基準の制定をもって、正式に制度が開始され、同年 7 月には「紅茶」基準、同年 9 月には「建設分野向け化学物質及び製品」(塗料など) 基準を立て続けに制定し、8 月には乳製品、10 月には紅茶基準の初めての認証製品が誕生した。以降、順調に基準数を拡大し、2026 年 2 月現在、16 基準が制定され、24 社、約 200 製品が認定を取得している。

表 2-1-2. エコラベル・スリランカ基準一覧

• 乳製品	• 紅茶
• 建設分野向け化学物質及び製品	• 繊維・アパレル製品
• ゴム及びゴム製製品	• プリンタ及び複写機
• 活性炭製品	• ホテル
• レストラン	• 菓子類
• 植物由来製品	• 鉄鋼及び鉄鋼製品
• セメント	• 洗剤
• スーパーマーケット	• ショッピングモール

運営機関である NCPC スリランカは、UNEP・UNIDO (国際連合工業開発機関)クリーナープロダクション<sup>2</sup>プログラムのもと、2002 年に UNIDO によって設立され、最初の 13 年間は UNIDO からの資金援助のもと運営された。その後、セイロン全国工業会議所 (Ceylon National Chamber of Industries (CNCI)) 及び全国輸出事業者商工会議所 (National Chamber of Exporters (NCE)) の支援のもと、NCPC スリランカは非営利法人化され、現在では環境ラベル制度のほかに、クリーナープロダクション実現に向けたコンサルティングサービス、各種環境規格の認定、環境に資する人材の育成事業など環境をキーワードとした事業を展開している。また、Sri Lanka Accreditation Board (SLAB) によって要員認証機関の認定規格である ISO17024 の認定も受けている。NCPC スリランカは、政府から独立した機関であるものの、理事会には産業省や環境省などの政府機関のほか、モラトゥワ大学、セイロン全国工業会議所、全国輸出事業者商工会議所などの代表者が参加し、ガバナンスが構築されている。

<sup>1</sup> <https://www.ncpcsrilanka.org/>

<sup>2</sup> 製品の製造工程において、人や環境へのリスクを低減することを目指し、継続的に資源消費量の削減や環境を汚染する廃棄物の発生を抑制する生産技術の考え方

## 2-1-2 スリランカ技術支援の概要

### 1) 業務の背景と目的

本項は、スリランカにおいてタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営する NCPC スリランカに対して実施した技術支援について報告する。前年度の「ホテル」及び「レストラン」基準策定支援の成功を受けて、今年度は同機関の要望により新たに「スーパーマーケット」及び「ショッピングモール」基準の策定支援を行うこととなった。また、エコラベル・スリランカと日本のエコマークとの相互認証を推し進めることでも合意している。今年度の技術支援にあたっては、Web 会議を通じた協議のほか、現地でのスーパーマーケット及びショッピングモール分野における実態把握や関連イベントへの参加を目的として、スリランカを2度訪問した。主な実施内容は以下のとおりである。

#### (1) 基準案の策定支援と専門家委員会への参加

「スーパーマーケット」及び「ショッピングモール」基準案の策定に向けて、Web 会議を用いた協議や、専門家委員会へ参加し、基準案の審議・協議を支援した。

#### (2) 現地事業者へのヒアリングと実態把握（第1回スリランカ訪問）

対象分野における環境配慮に関する取組実態を把握するため、スリランカを訪問して現地の事業者へ直接ヒアリングを実施した。

#### (3) ローンチイベントへの参加と制度普及（第2回スリランカ訪問）

新たに策定された両基準のローンチイベント（CEO フォーラム）に参加した。併せて、両基準の申請に関心のある事業者を訪問してヒアリングを行い、認証取得に向けた打合せを実施した。また、NCPC スリランカ監査員及び外部監査員向けの研修を行い、監査体制の構築を支援した。

### 2) 技術支援の主な活動実績

本年度の技術協力に関する主な活動実績は以下の表のとおりである。

表 2-1-3. スリランカ技術支援の主な活動実績

日時	形式	主な内容
2025年9月26日	第1回 Web 会議	<ul style="list-style-type: none"><li>2025年度の技術協力内容の確認・合意</li><li>スーパーマーケット及びショッピングモール基準策定支援の実行スケジュールの確認</li><li>スリランカ訪問スケジュールの確認</li></ul>
2025年11月5日～7日	第1回スリランカ訪問	<ul style="list-style-type: none"><li>スーパーマーケット及びショッピングモール事業者ヒアリング</li><li>NCPC スリランカ主催国際会議の参加</li></ul>
2025年12月15日	スーパーマーケット基準案	<ul style="list-style-type: none"><li>スーパーマーケット及びショッピングモール基準案の協議・審議</li></ul>

	専門家委員会	
2026年2月11日~13日	第2回スリランカ訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット及びショッピングモール基準ローンチイベント（CEO フォーラム）の参加</li> <li>両基準の申請に関心のある事業者との打合せ</li> <li>NCPC スリランカ監査員及び外部監査員向け研修</li> </ul>
2026年3月6日	第2回 Web 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年度の技術協力のレビュー</li> <li>2026年度の技術協力について</li> </ul>

次章以降では、上記の2度にわたるスリランカ訪問及び参加した各イベント等の詳細な参加メモを添付し、現地の具体的な取組実態や今後の課題について報告する。

## 2-1-3 Web 会議及びスリランカ訪問

### 1) NCPC スリランカとの第一回 Web 会議

[日時]	2025年9月26日(木) 14:00~14:50 (10:30~11:20 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ <ul style="list-style-type: none"> <li>• Ms. Thilindra Thilakarathna (Senior RECP Expert, Ecolabel Division)</li> <li>• Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist - Eco Label Division)</li> </ul>
	環境省 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大臣官房環境経済課 課長補佐 中村 文香</li> <li>• 同 係長 原 安由子</li> <li>• 同 環境専門調査員 竹本 龍平</li> </ul> 公益財団法人日本環境協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	日・英語逐次通訳

#### (1) 協議概要

スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営する NCPC スリランカから 2024 年度に提案された要望をもとに、2025 年度の技術支援計画について合意を図るとともに、その具体的な取組について協議を行った。

#### (2) 協議内容

##### ① 挨拶

会議の冒頭、NCPC スリランカの Thilindra 氏、及び日本環境省の中村課長補佐より挨拶があり、両国間の技術協力が 2025 年度も継続されることへの謝意が示されるとともに、今後の更なる連携への期待が共有された。

##### ② 2025 年度の技術協力について

エコマーク事務局より、2024 年度に NCPC スリランカから提案された 2025 年度の技術支援の要望を紹介し、日本側の検討結果を報告した。そのうえで、2025 年度の技術支援の実施内容について協議を行い、以下のとおり決定した。

表 2-1-4. 2025 年度技術支援の実施内容

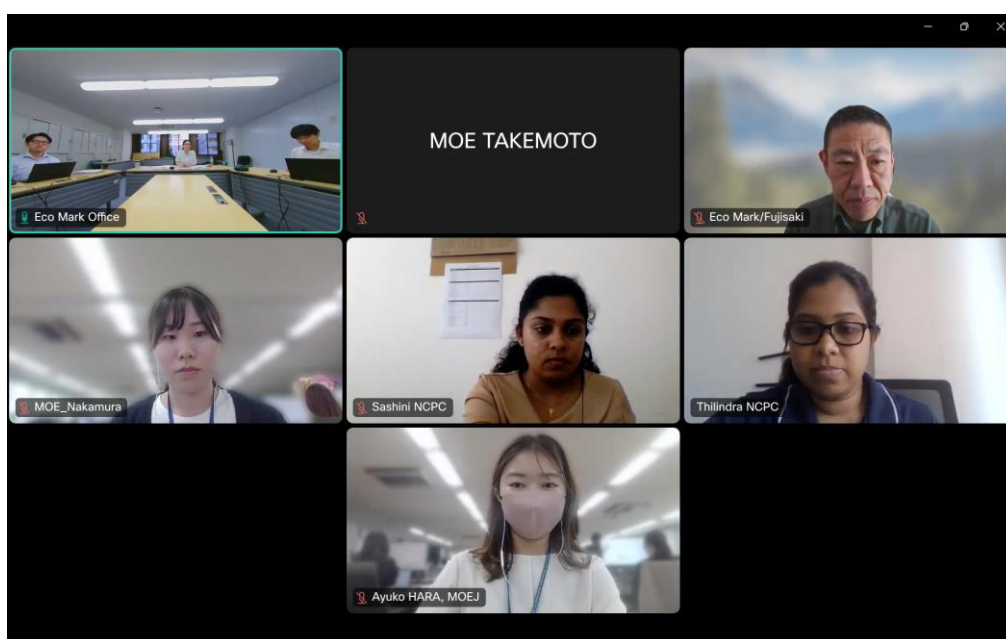
2025 年度の技術支援に関する NCPC スリランカの提案	実施 可否	決定事項など
1. スーパーマーケット、ショッピングモール基準の策定支援	実施	• 基準策定に向けた NCPC スリランカが想定するタイムスケジュール (技術委員会の予

		<p>定等を含む)については、CEOである Eng. Samantha と確認のうえ、日本側に連絡する</p> <p>⇒スリランカ側が想定するタイムスケジュールを確認したうえで、本年度の作業範囲について環境省と改めて協議する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術委員会は、通常2回開催し、1回目に草案(ゼロドラフト)を議論し、2回目は修正案を協議する</li> </ul>
2. 訪スリランカによる技術支援(2回 2025年10月、2026年2月)	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1回目のスリランカ訪問を以下の日程とする <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 11/5(水)~7(金)</li> </ul> </li> <li>• 現地での主な日程は以下で調整する <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 5日(水): 夕方: NCPC スリランカとの打合せ(Chairman が所属する団体のオフィス)</li> <li>□ 6日(木): 午前・午後: 国際会議、夕方: CEO フォーラム</li> <li>□ 7日(金): スーパーマーケット、ショッピングモール事業者とのヒアリング(1件ずつ)</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒飛行機の予定を含む、滞在中の予定をエコマークがまとめ、NCPC スリランカに連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2回目のスリランカ訪問を実施する</li> <li>• 現訪問期間中に上記2基準のローンチを含むCEO フォーラムを開催し、エコマーク事務局には講演を依頼したい</li> </ul> <p>⇒日程や内容に関しては、まず NCPC スリランカによる内部確認を行う。その結果を踏まえ、日本側が具体的な日程案を提示する段取りとする</p>
3. 基準策定に関する技術委員会のオンライン参加	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記1. のとおり</li> </ul>
4. 相互認証の推進	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• エコマーク事務局が提案する手順で進めることとする <ul style="list-style-type: none"> <li>□ エコマーク事務局が作成する画像機器機基準の比較表を用いて、実務者間で別途会議を開催し、共通基準について協議す</li> </ul> </li> </ul>

		<p>る</p> <p>□ 共通基準の合意後、合意書を作成し、改めて適切な機会にて締結する</p> <p>⇒エコマーク事務局が画像機器基準の比較表を作成し、NCPC スリランカに送付する</p>
5. NCPC スリランカスタッフの訪日研修	実施不可	予算の都合等により実施不可

### (3) まとめ

- 2025年度の技術支援計画については、2)項のとおり合意した
- スーパーマーケット・ショッピングモール基準の策定支援については、スリランカ側が想定するタイムスケジュールを確認したうえで、本年度の作業範囲について環境省と改めて協議する
- 2回目のスリランカ訪問については、日程や内容をNCPC スリランカによる内部確認を経た後、日本側が具体的な日程案を提示する段取りとする
- 相互認証の推進業務については、エコマーク事務局が画像機器基準の比較表を作成し、NCPC スリランカに送付後、実務者レベルの会議を開催し、共通基準について協議する



会議の様子

## 2) 第1回スリランカ訪問

### (1) 第1回スリランカ訪問の概要

第1回スリランカ訪問は、2025年11月5日（水）～7日（金）の3日間にわたり実施した。本訪問では、「スーパーマーケット」及び「ショッピングモール」基準案の策定に向けて、対象分野における環境配慮に関する取組実態を把握するため、現地の事業者へ直接ヒアリングを行った。事業者へのヒアリングに加え、NCPC スリランカ主催の国際会議に参加し、世界的にグリーンウォッシュ規制が強化されるなかでのタイプ I 環境ラベル取得のメリットについて発表を行うとともに、エコマークの「ホテル」や「レストラン」などのサービス系基準について、その特徴や強み、基準策定時の課題などを紹介した。また、本訪問における技術支援にあたっては、グリーン公共調達（Green Public Procurement: GPP）制度や環境ラベル制度に関する知見等を有する学識経験者として、国立研究開発法人国立環境研究所の藤井実氏に同行を依頼した。同氏はグリーン購入法の特定調達品目検討会委員及びエコマーク委員を長年務められており、現地事業者へのヒアリングにおいて専門的な視点から助言をいただいたほか、同国際会議にてご講演いただいた。

本訪問における主な実施記録は以下のとおりである。なお、守秘義務に配慮し、訪問先事業者名は非公開とした。

表2-1-5. 第1回スリランカ訪問における実施記録

日時		訪問先	備考
11/5 (水)	10:30~ 12:30	NCPC スリランカ打合せ 会場：NCPC スリランカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在期間中における実施スケジュールの確認</li> <li>エコラベル・スリランカのスーパーマーケット及びショッピングモール基準案に関する策定状況と課題の共有</li> <li>画像機器の共通基準設定に関する状況説明</li> <li>2025年度の技術協力作業に関する全体スケジュールの確認</li> </ul>
11/6 (木)	8:00~ 16:30	3rd International Conference on Resource Efficiency & Circular Economy 2025 会場：Cinnamon Lakeside Colombo Hotel (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NCPC スリランカ主催国際会議</li> <li>スリランカにおける資源効率的な低炭素・循環型経済への移行を一層強化することを主な目的として開催</li> <li>国立環境研究所藤井氏及びエコマーク事務局小林が講演</li> </ul>
	18:00~ 20:30	Cleaner Production Award Ceremony followed by dinner 会場：同上 (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NCPC スリランカの主要業務の一つであるクリーナープロダクション制度の認定授与式</li> </ul>

11/7 (金)	9:30~ 10:30	スーパーマーケット事業者 打合せ (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スリランカの手スーパーマーケットグループ</li> </ul>
	11:30~ 12:40	スーパーマーケット事業者 打合せ (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スリランカの中規模スーパーマーケットグループ</li> </ul>
	14:20~ 15:00	ショッピングモール事業者 打合せ (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スリランカの手ショッピングモール事業者</li> </ul>

## (2) NCPC スリランカ打合せ

[日時]	2025年11月5日(水) 10:30~12:30
[場所]	NCPC スリランカ会議室 (スリランカ・コロンボ)
[出席者] ※敬称略	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ • Eng. Samantha Kumarasena (CEO) • Ms. Thilindra Thilakarathna (Senior RECP Expert, Ecolabel Division) • Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)
	• 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 • 同 事業推進課 戦略推進担当課長 小林 弘幸
[言語]	英語

### ①打合せ概要

第1回スリランカ訪問の初日となる本打合せでは、現地滞在中の活動を円滑に進めるため、まずは訪問期間中の全体スケジュール及び具体的な作業内容の最終確認を行った。また、本年度の主要な支援テーマであるスーパーマーケット及びショッピングモール基準案に関して、事前調査結果を踏まえた現地の市場環境や制度運用を見据えた技術的課題についての協議を行い、基準策定に向けた論点の整理を実施した。さらに、両国間の連携強化の一環として進めている画像機器の相互認証（共通基準の設定）に関する進捗状況を確認するとともに、本年度のプロジェクト完了（2026年3月）に向けた全体スケジュールの調整とマイルストーンの共有を図り、双方の認識を一致させた。

### ②打合せ内容

#### a. スーパーマーケット、ショッピングモール基準案

##### スリランカの現状と課題：

NCPC スリランカより、ホテルセクターとは異なり、スーパーマーケットやショッピングモールの分野では、サステナビリティや環境に関する取組を評価する認証制度がまだ確立していない現状が報告された。NCPC スリランカは、この状況がエコラベル・スリランカにとって大きな普及の機会であると認識している。

一方で、NCPC スリランカにとっての最大の課題は、対象事業者の環境配慮レベルを認証申請が可能な水準まで引き上げることである。特に Keells のような大手スーパーマーケットチェーンは 200 以上の店舗を抱えており、NCPC スリランカは、全店舗が一律にエネルギー効率等の基準を満たせるわけではないと想定している。

##### 多数の店舗を持つ事業者の監査方法：

NCPC スリランカから、多数の店舗を持つ事業者に対する監査コストの増大が課題として提示された。NCPC スリランカが他セクター（例：紅茶）で用いている「平方根サンプリング」

リング ( $\sqrt{N}$ ) 方式」(例: 16 工場であれば 4 工場を監査) を適用した場合でも、200 店舗の場合は約 14 店舗の訪問が必要となり、実務的・費用的に現実的ではないとの見解が示された。

#### エコマークの事例紹介:

上記の課題に対し、エコマーク事務局より日本の事例として以下の 2 点を説明した。

- 運営マニュアルによる認証手法: エコマークでは、複数の店舗が「同一の運営ルール」で管理されている場合、全店舗を実地監査するのではなく、本部から提出された「運営マニュアル」を審査し、代表的な店舗のみ監査を実施することで認証を付与する審査手法を採用している旨を紹介した。
- 基準範囲の考え方: エコマークの該当基準は名称を「スーパーマーケット」に限定せず「小売店」としており、食品スーパー以外にもカーディーラーやその他の小規模店舗など、広範な事業者を対象としていることを説明した。

#### 信頼性担保に関するスキーム (エコマーク事務局からの提案):

全件監査が非現実的である中での認証の信頼性担保の方法として、エコマーク事務局より「サーベイランス・スキーム」の運用実績を共有した。これは、事業者が認証内容の「変更」や「追加」に関する申請を継続的に行っている場合は適切に管理されているとみなす一方で、3 年間にわたり変更・追加申請が一切ない事業者を抽出し、現地調査の対象とする仕組みである。

#### 今後の方向性:

協議の結果、NCPC スリランカは平方根サンプリング方式が多店舗展開の事業者には適さないことを認識し、エコマーク事務局が実践している「運営マニュアルの確認」や「サンプリング方式の簡素化」を参考に、スリランカでの監査手法を検討することとした。また、基準の対象を「スーパーマーケット」に限定せず、エコマークの「小売店」基準のように広範な事業者を対象とすること、及び「ショッピングモール」を含めた統一基準として策定することも併せて検討することとなった。今後の手順として、エコマーク事務局は 7 日 (金) に実施する事業者ヒアリングの結果をもとに基準原案を更新し、NCPC スリランカへ送付する。NCPC スリランカは、その原案をもとに専門家委員会などの基準策定プロセスを進める。なお、エコマーク事務局は同委員会にオンラインで参加し、継続して支援を行う。

#### b. 画像機器の相互認証 (共通基準) の進捗

双方は、相互認証の基本原則が「お互いの認証方法を信頼し、一方の審査結果を受け入れること」であるとの認識を改めて共有したうえで、必要に応じて互いの認証方法の差異についても考慮していくことを確認した。エコマーク事務局より、スリランカ基準とエコマーク基準の比較表の初稿がほぼ完成していることを報告し、エコマーク内の当該基準担当者と確認を行ったうえで、NCPC スリランカへ送付することとした。その後、NCPC スリランカが比較表の各項目にコメントを入力し、オンライン会議にて最終的な合意形成を行う手順で双方が一致した。

c. 今後のスケジュールと次回訪問（2月）の計画

**基準策定スケジュール：**

エコマーク事務局は、日本への帰国後、本打合せの議論を反映したスーパーマーケット基準原案を速やかに NCPC スリランカへ共有する。NCPC スリランカはそれを受け、11月中にも専門家委員会を立ち上げ、ステークホルダーとの協議を開始する予定である。双方は、本プロジェクトの期限（2026年3月末）に間に合わせるため、2026年2月後半の基準ローンチを目指すことで合意した。

**次回訪問（2026年2月）の計画：**

エコマーク事務局より、2026年2月に再度スリランカを訪問し、現地支援が可能である旨を伝達した。これを受け、NCPC スリランカよりエコマーク事務局に対し、2月の訪問時に以下の活動への協力を要請された。

1. スーパーマーケットのパイロット監査への同行：策定した新基準に基づき、実際のスーパーマーケット（1～2社を想定）に対して実施する試行監査に同行し、助言を行うこと。
2. GPP 担当者向けプレゼンテーション：日本におけるタイプ I 環境ラベルと GPP の連携事例について、関係者向けに紹介すること。
3. NCPC 監査員向け研修の実施：NCPC の外部監査員に対し、タイプ I 環境ラベル制度（特にエコマークの運用事例や実務面）に関する研修（半日程度）を実施すること。

d. 決定事項・ネクストステップ

表 2-1-6. 決定事項・ネクストステップ

No.	タスク	担当	期限
1	「スーパーマーケット」基準原案の作成・共有	エコマーク	2025年11月中旬 (帰国後速やかに)
2	専門家委員会の招集・準備	NCPC	2025年11月下旬
3	基準原案に関するステークホルダー協議の実施	NCPC	2025年12月～ 2026年1月
4	エコマーク事務局による次回訪問（2月）の詳細計画（以下3点を含む） ・パイロット監査の調整 ・GPP 担当者向けプレゼン準備 ・NCPC 監査員向け研修準備	エコマーク / NCPC	2026年1月中
5	画像機器の MRA の比較表に基づく詳細検討	エコマーク / NCPC	別途調整



会議の様子

### (3) 3rd International Conference on Resource Efficiency & Circular Economy 2025

[日時]	2025年11月6日(木) 8:30~16:30
[場所]	Cinnamon Lakeside Colombo Hotel (スリランカ・コロンボ)
[主催]	NCPC スリランカ
[出席者] ※敬称略	開催国スリランカの行政機関、公的機関、研究機関、民間部門の担当者に加え、日本、インド、モルディブ、レバノンからの環境分野の専門家、約200名
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実</li><li>・ 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li><li>・ 同 事業推進課 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li></ul>
[言語]	英語

#### ①会議概要

スリランカが直面する環境課題に対応し、資源効率的な低炭素・循環型経済への移行を一層強化することを主な目的として、スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営する NCPC スリランカの主催によって開催された。国内外の専門家や関係者が集い、エネルギーと温室効果ガス (GHG) 管理、持続可能な消費と生産 (SCP) の推進、サーキュラーエコノミー原則に基づく廃棄物管理、そして安全な化学物質管理といった、スリランカのサステナビリティにおける重要な柱に関する知見の共有や活発な議論が行われた。

#### ②会議内容

##### a. テーマ別セッション1 「資源効率と資源循環」

本セッションでは、まず産業革命以来の人口増加と大量消費を背景とする「採取・製造・使用・廃棄」型のリニア型経済が、気候変動、資源枯渇、深刻な廃棄物問題（特にプラスチック汚染）といった地球規模の危機を招いている現状が共有された。現在の消費ペースでは持続可能性が確保できず、経済成長と資源消費・環境負荷を切り離す「デカップリング」が急務であるとされた。

特に、急速な経済成長と都市化が進む発展途上国においては、資源効率化は単なる環境対策ではなく、経済的競争力と気候変動レジリエンスを確保するための「必須戦略」であることが強調された。資源効率化は、コスト削減（経済）、環境負荷低減（環境）、地域雇用創出（社会）の三側面で利益をもたらす基盤となりうることが示された。

この移行を実現する鍵として、資金調達と技術革新が挙げられた。低炭素・資源効率型社会への移行には莫大な初期投資が必要であり、公的資金のみならず、グリーンボンドやカーボン・プライシングといった市場メカニズムを通じた民間資金の動員が不可欠である。

技術面では、セメントのような基幹産業における CO2 排出削減が焦点となり、炭素回収・利用 (CCU)やグリーン製品の開発が紹介された。また、国立研究開発法人国立環境研

究所の藤井氏より、日本の事例としてカーボンニュートラル達成のため、リサイクル困難なプラスチックを単に焼却するのではなく、高効率の熱（蒸気）を近隣工場へ供給し、さらに排出される CO2 を回収・利用してメタノール等の新原料を合成する、「LCCN：Life Cycle Carbon Neutral」の社会実装の取組が紹介された。

日本や欧州の先進事例からは、廃棄物管理が進む一方で、プラスチックリサイクルはエネルギー回収に依存しており、真の資源循環（マテリアルリサイクル）の推進が今後の課題であることも指摘された。資源効率とサーキュラーエコノミーは、マクロ（国家政策・法規制）、メソ（企業戦略・ESG）、ミクロ（個人・消費者）の全てのレベルで主流化される必要があり、製品の「設計」段階からの変革と消費者の行動変容が成功の鍵を握ることが確認された。



テーマ別セッション1「資源効率と資源循環」の様子

#### b. テーマ別セッション2 「サーキュラーエコノミーとサプライチェーン」

テーマ別セッション2では、サーキュラーエコノミーへの移行は、単なるリサイクルの強化を超え、製品の設計、ビジネスモデル、さらには産業インフラ全体にわたる根本的な変革を必要とすることを踏まえて、本セッションでは、サーキュラーエコノミーの多面的な側面と、その実現に向けた具体的な戦略が議論された。

まず、サーキュラーエコノミーの基本原則として、従来のリニア型経済からの脱却が強調された。製品の設計段階から修理可能性や再利用を前提とし、製品寿命を最大化することが重要である。共有（レンタル）モデル、サービスとしての製品（PaaS）、リファービッシュといった戦略が、最終手段としてのリサイクルに優先されるべきだとされた。オランダの国家戦略や、EV バッテリーのサブスクリプションとセカンドライフ、詰め替え型日用品、食用カトラリーといった国内外の革新的なビジネス事例が紹介された。

サーキュラーエコノミーを産業レベルで実装するアプローチとして、エコ・インダストリアル・パーク（EIP）が注目された。EIPは、産業共生（企業間で廃棄物・副産物を資源として交換）を通じて、地域全体での資源効率を最大化する。さらに、サーキュラーエコ

ノミーの議論で見過ごされがちな「気候変動レジリエンス」の組み込みが不可欠であると指摘された。熱波や洪水に対応したインフラ設計や、工業団地全体の配置計画（風向や等高線の考慮）が、真に持続可能なサプライチェーン構築の鍵となる。

サプライチェーンにおける最大の課題の一つがプラスチック汚染である。リサイクルは重要だが中間的な解決策に過ぎず、本質的な解決はプラスチックの使用を「回避（Avoid）」し、素材自体を「再設計（Redesign）」することにあるとされた。

消費者の環境意識の高まりに伴い、サーキュラーエコノミーへの注目が集まる一方、「グリーンウォッシング（見せかけの環境配慮）」が世界的な社会問題となっているとエコマーク事務局の小林からその現状を解説した。特に EU では規制が強化されており、企業は環境主張を科学的根拠に基づき「立証」とともに、第三者検証によって「実証」する責任を負う。この点で、エコマークのような「タイプ I 環境ラベル」は、企業の信頼性を担保し、規制に対応するための重要なツールとなる。サーキュラーエコノミーの推進は単なるコストではなく、ブランド価値の向上、新規市場（GPP など）へのアクセス、優秀な人材の獲得につながる未来への「投資」であると結論付けられた。



エコマーク事務局小林の発表の様子

### c. ラウンドテーブルセッション2「バリューチェーンにおけるサステナビリティ」

午後のセッションでは、3つのパラレルセッションに出席者が分かれ、各テーマに関するプレゼンテーションやパネルディスカッションが行われた。パラレルセッション2では、「バリューチェーンにおけるサステナビリティ」をテーマに、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント（LCA）、サーキュラーエコノミー、地域政策の専門家が、それぞれの知見と事例を発表し、議論を行った。

エコマーク事務局も登壇し、ホテルやレストランなどのサービス系基準について、その特徴や強み、基準策定時の課題などを紹介した。その後、インドの Green Pro を運営するインド工業連盟（CII）が登壇し、同基準が建材を中心に、単なる CO2 排出量削減だけでなく、室内環境品質（IEQ）や健康への影響など、ライフサイクル全体での環境負荷を考慮

して設計されている点を強調した。特に LCA は、製品の「ゆりかごから墓場まで」を科学的に分析し、サプライチェーン上の環境負荷「ホットスポット」を特定し、「負荷転換」を回避する上で不可欠なツールであるとされた。LCA の導入が、製造工程ではなく上流の原材料調達段階など、予期せぬ箇所の負荷削減とコスト削減を両立させた事例が共有された。また、従来の「リニア経済」からサーキュラーエコノミーへの移行は、特にスリランカのような資源を輸入に頼る国にとって、経済的レジリエンスを高める「戦略的必須事項」とあると位置付けられた。サーキュラーエコノミーは単なるリサイクルではなく、設計段階からのシステム再設計であると指摘された。さらに、南アジア地域における海洋ごみ問題が取り上げられ、観光業が主要な排出源の一つであると指摘された。各国共通の課題としてデータやインフラの不足、EPR (拡大生産者責任) の未整備が挙げられ、地域レベルでの法的枠組みの確立と国際協力の必要性が提言された。

パネルディスカッションでは、中小企業がサーキュラーエコノミー導入を「コスト」と捉えがちな課題に対し、大口顧客や金融機関からの働きかけが有効であると議論された。また、環境ラベル製品の廃棄段階におけるインフラ不足の問題（消費者への負荷転換）については、EPR 制度による段階的な回収義務化が進められている現状が共有された。将来的にはデジタル製品パスポート (DPP) による情報透明性の向上が進む見通しも示された。



ラウンドテーブルセッション2「バリューチェーンにおけるサステナビリティ」の様子



会議内の様子

#### (4) スーパーマーケット事業者打合せ①

[日時]	2025年11月5日(水) 10:30~12:30
[出席者] ※敬称略	<p>スーパーマーケット事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナビリティ担当2名</li> </ul> <p>National Cleaner Production Centre(NCPC) スリランカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Eng. Samantha Kumarasena (CEO)</li> <li>・ Ms. Thilindra Thilakarathna (Senior RECP Expert, Ecolabel Division)</li> <li>・ Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実</li> <li>・ 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>・ 同 事業推進課 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

##### ①打合せ概要

エコラベル・スリランカのスーパーマーケット基準原案策定に向けて、現地のスーパーマーケット事業者における環境配慮の取組実態を把握するため、スリランカの大手スーパーマーケット事業者を訪問した。

##### ②打合せ内容

###### a. 食料品の調達

- **魚の調達**：政府当局及び漁獲場所の管理下で規制されている。認可された漁獲場所からのみ魚を法的に購入している。調達はローカルで水揚げされた魚を優先している。
- **野菜・果物の調達**：野菜と果物もローカル産である。国内に約7つの収集センターを設立し、魚と同様にセンターごとに登録農家があり、担当者が農薬使用などの農業慣行を監視・指導している。
- **環境ラベル認証製品**：環境ラベル認証製品の調達は多くなく、GMP(適正製造規範)などの認証も受けていないが、当社が独自のガイドラインを提供し、農業慣行を規制・監視している。
- **調達部署**：食料品の調達については、本部の生鮮チームと生鮮以外のチームの2チームが担当している。設備については、さらに別のチームが担当している。

###### b. グリーン購入の方針

- オフィス用品については、正式なグリーン購入方針はない。主な評価基準はコストとサプライチェーンの信頼性である。
- 省エネ機器(冷蔵庫、エアコンなど)については、エネルギー消費量は評価するが、「エナジースターのみ」といった正式な方針としては確立していない。

- c. 法的要件
  - スーパーマーケットには、ホテルが SLTDA (Sri Lanka Tourism Development Authority: スリランカ観光開発庁) に登録するような法的登録制度はない。主に地方自治体への登録（年次の営業許可、環境保護ライセンス (EPL)）と、建設時の都市開発局 (UDA) の初期承認が必要である。
  - 法的要件ではないが、当スーパーマーケットグループのあるモデル店舗は ISO 14001 認証を取得している。
- d. 取組の管理体制（マニュアル・規制）
  - 管理体制：環境・サステナビリティ担当の専門部署は設置していないが、基本的にこの（面談対応した）2名（とそのチーム）が全 144 店舗を管理している。
  - 店舗レベルの管理：環境・サステナビリティに関する取組は、全部門の標準作業手順書 (SOP) に組み込まれており、各店舗の店舗マネージャーが SOP の実施責任を負う。
  - 従業員への研修：全スタッフ（本社含む）向けのオンライン学習プラットフォーム (e ラーニング) があり、タブレット端末で新しい実践方法、リフレッシュ研修、クイズなどが役割に基づいて必須で割り当てられる。
- e. 運営マニュアルと店舗管理体制など
  - **運営マニュアル**：店舗マネージャーは本部のガイドラインに従う必要がある。
  - **運営管理体制**：コンプライアンスは、内部監査（標準運用実践監査）と、本社からのリモート監視（エネルギー消費、太陽光発電量、水使用量など）によって確保されている。
  - **店舗の裁量**：店舗マネージャーに独自の環境キャンペーンを実施する裁量はなく、本部が主導して行われる。ただし、店舗マネージャーは会議等で提案を行うことができ、それが採用されれば 1 店舗だけでなくチェーン全体で採用・スケールアップされる。
  - **インセンティブ**：これらの指標（特にエネルギー）は、店舗マネージャー個人の業績評価やインセンティブ計算（月次・年次）に連動している。
- f. 店舗の運営・所有形態：
  - **店舗の運営形態**：当グループでは、2つのブランドがあり、1つのブランドの店舗はすべて本社による直営店舗であり、別のフランチャイズブランドがある。
  - **所有形態**：ほとんどの物件が所有ではなくリース（土地またはモール内のスペース）。（打合せをしている）この店舗は長期の土地リースで、建物は当社が建設した。
  - **制約**：リースでも新しい設備の導入には特に制約はない。リース契約前に、当社の基準で運営できるかどうか为主要な評価基準となる。もし貸主が当社の基準での運営（例：ソーラーパネル設置など）を制限する場合、その物件は借りない。唯一の制約は、電力会社が提供する変圧器の容量のみである。
- g. エネルギー管理と設備（LED、太陽光、冷媒）
  - **照明**：全照明が LED 照明であり、この店舗にも屋上太陽光発電（ソーラーパネル）が設置されている。全 144 店舗のうち 80~90%に屋上太陽光パネルが設置されている。

- **昼光利用**：エネルギー消費の70~80%は空調・暖房であるため、内部温度の制御が最重要。そのため、空調管理されている主要なフロアエリアでは昼光利用は採用していない。ただし、バックオフィスでは採用している。
- **エネルギー消費ベンチマーク**：政府によるスーパーマーケット向けのエネルギー消費に関するベンチマークはない。しかし、社内のエネルギー管理チームが、売上動向などに基づき、各店舗のターゲットとベンチマークを設定している（日次・月次で把握）。
- **冷媒**：エアコンや冷蔵庫などに使用される冷媒は、許可された冷媒のみを使用している（R404などをリストアップ）。GRI、IFC（国際金融公社）、ADB（アジア開発銀行）の基準に基づき、冷媒消費量を年次で報告する必要がある。  
\*R404：主に 業務用冷凍・冷蔵機器（スーパーマーケットの冷凍ショーケースや冷凍倉庫など）に使われてきた冷媒。R404Aはオゾン破壊はしないが、GWP（3920）が非常に高いため、欧州や日本では段階的に廃止・削減対象になっている。

#### h. 食品廃棄物

- **発生量の把握**：ホットキッチンからの食品廃棄物（完成品）は定量化され把握されている。ただし、調理過程で出る野菜のくずなど、一部把握が難しいもの（原単位を用いた推定で対応）もある。
- **廃棄物処理コスト**：地方自治体（例：コロombo市（Colombo Municipal Council））と連携し、年次または月次の一定料金を自治体に支払うと、自治体が廃棄物収集を行う。  
【事務局注】廃棄物処理コストについては、前年度のホテル、レストラン事業者とのヒアリング結果と整合していることが確認された。

#### ● 廃棄物削減の取組：

1. **食品再配分プログラム（99%の店舗で実施）**：見た目は不完全だが食用可能な食品（野菜、果物）を、地元の慈善団体やコミュニティに寄付。これにより、この種の廃棄物を70%削減した。（輸送は慈善団体側が負担）
2. 「パーフェクトリー・インパーフェクト（見た目が完璧でない）」コンセプト：従来は20~25%が拒否されていた、農家からの形の悪い農産物を買取り、店舗にて約25%割引で販売している。
3. **飼料化**：一部の調理済み食品廃棄物は、養豚場や動物農場に提供している。（ただし、最近ウイルス流行で養豚産業が打撃を受けたため、現在は一時停止中）。
4. **店頭回収ボックス**：一部店頭で、瓶のほか、プラスチックの回収ボックスを設置している。

#### i. 輸送（ロジスティクス）

- **EVトラック**：輸送は別会社が管理しており、ディーゼルトラックに依存している。スリランカの電力網は、乗用EVは増えているが、重量級のEVトラックフリートをサポートするほど堅牢ではないと認識している。

#### j. 社会的側面への対応

- **質問**：エコラベル・スリランカは排出物や廃棄物だけでなく、コミュニティ活動も

評価対象か。

→そのとおりである。社会的責任も基準に含まれる。

- **同社が実践する社会的側面に関する取組**：101 箇所での就学前児童への食事提供プログラム（顧客と同社が共同出資）を提供しており、コミュニティキッチンや庭園を設置するなど、自立運営を支援している。
  - k. **エコラベル・スリランカの使用方法和プロセス（事業者からの質問）**
    - 製造事業者ではないスーパーマーケットにおいてのロゴの使用方法  
→日本では店舗の正面やデジタル媒体で使用し、消費者の認知度を高めている。
    - 認証及び更新プロセスは  
→エコラベル・スリランカの認証期間は3年であり、年1回のサーベイランス監査がある。
    - 3年間の認証期間中に基準が変更されたらどうなるか。  
→基準は毎年変更されるものではなく、3~4年で見直しを検討する。専門家委員会（事業者も参加）が改訂を決定することになる。
  - l. **エコラベル・スリランカとグリーンファイナンスの関係について（事業者からの質問）**
    - エコラベル・スリランカは、銀行などからの「グリーンファイナンス」の主要な基準となるか。  
→主要な要素になると考えている。銀行もその方向に進んでおり、エコラベル・スリランカのような認証があれば、銀行側の独自のサステナビリティ評価を簡略化できる可能性がある。
    - エコラベル・スリランカの申請に向けて、経営陣への取得メリット・デメリットを説明するために、以下の情報が必要である。
      1. エコラベル・スリランカの消費者ブランド認知度を高めるための NCPC の計画。
      2. エコラベル・スリランカ取得がグリーンファイナンス調達に繋がった実証的なケーススタディ。
- 承知した。経営陣や広報チーム向けに情報提供やプレゼンテーションを行うことを提案したい

## (5) スーパーマーケット事業者打合せ②

[日時]	2025年11月7日(金) 11:30~12:40
[出席者] ※敬称略	スーパーマーケット事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員及び運営部門担当 6名</li> </ul> National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ms. Thilindra Thilakarathna (Senior RECP Expert, Ecolabel Division)</li> <li>・ Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実</li> <li>・ 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>・ 同 事業推進課 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

### ①打合せ概要

エコラベル・スリランカのスーパーマーケット基準原案策定に向けて、現地のスーパーマーケット事業者における環境配慮の取組実態を把握するため、スリランカの中規模スーパーマーケット事業者を訪問した。

### ②打合せ内容

#### a. サステナビリティの推進体制

- ・ 専門部署は設置しておらず、主に運営部門 (Operation Department) が管轄している。環境への取組はビジネス上の利益にも直結すると考えているため、運営の一部として取り組んでいる。

#### b. 具体的な環境配慮の取組

- ・ **廃棄物**：一部店舗でコカ・コーラ社と提携し、ペットボトル回収を実施している。食品廃棄物のリサイクルプロセスも導入している。
- ・ **包装材**：ポリ袋の使用を意識し、特にベーカリー製品などには紙袋を使用することで、ポリ袋の使用量を約 80%削減できた。
- ・ **ポリ袋 (レジ袋) の有料化**：法的課題がクリアされ、11月1日からポリ袋の有料化が導入された。これにより、導入後わずか1週間でポリ袋の消費量が約 80%削減されるという顕著な効果が出ている。
- ・ **生分解性バッグの使用**：当社スーパーマーケットが現在使用しているポリ袋は、100%生分解性のものである。
- ・ **エネルギー**：
  - ✓ **太陽光発電**：新規店舗では太陽光発電 (ソーラーパネル) を導入計画に組み込んでいる。既存店舗でも実現可能性を調査・検討の上、順次設置を進めている。
  - ✓ **LED**：LED 照明を導入している。

- ✓ **空調管理**：エアコンの消費電力を意識し、全台数を一度に稼働させるのではなく、時間帯に応じて段階的に点灯・消灯する運用パターンを確立している。
- ✓ **オフィス内の照明**：事務所エリアのエアコンや照明は、業務終了時刻（午後5時）に売場へ移動する際に消灯し、店舗マネージャーが確認することをルール化している。

c. 取組の管理体制（マニュアル・規制）

- **規制**：これらの省エネ活動などは、法的に要求されているものではなく、サステナビリティ推進とコスト最適化の一環として自主的に行っている取組である。
- **監査**：賞味期限切れ製品の処理などは法的問題であるため監査対象だが、サステナビリティ活動は法的要件ではないため、現時点では監査対象外である。
- **運営マニュアル**：環境・サステナビリティの取組は、本部からの統一マニュアルではなく、各店舗が標準作業手順書（SOP）や手順書を保持し、各管理者が慣行を維持することになっている。

d. エネルギー管理

- 現時点ではエネルギーに関する政府のベンチマーク制度や規制はない。ただし、ごく最近、政府（エネルギー省）が大規模事業者（スーパーマーケットチェーンなど）からのエネルギー情報収集を開始しており、将来的にベンチマークが設定される可能性がある。
- 省エネ機器（エアコン、冷蔵庫など）の特定の調達方針はない。ただし、機器選定時にはエネルギー消費効率を重要な要素として考慮しており、例えばエアコンはインバータータイプを選定している。

e. 法的要件と業界団体

- 廃棄物管理ライセンスは保有していない。ただし、環境保護ライセンス（EPL）に基づき、排水規制などは遵守している。SLTDAのような、スーパーマーケットセクターの環境面を直接監督する当局はない。
- スリランカ小売業協会（Sri Lanka Retail Association）に加盟しているが、同協会は主に法規制対応や業界のベストプラクティス共有（例：ショッピングバッグの有料化）などを行っており、環境認証には直接関与していない。

f. 食品廃棄物の管理

- **リサイクル**：ベーカリーで出た廃棄するパンは、パン粉に加工して店頭で販売している。
- **原材料利用**：野菜くずなども、品質に問題がなく利用可能な部分は、セントラルベーカリーに近い店舗から回収し、原材料の一部として再利用している（全店舗での実施は距離的に困難）。
- **寄付**：困窮者への寄付などは行っていない。スリランカでは法的に禁止されていないが、社内の不正や間違った慣行を助長する懸念があるため、多くの組織は実施していない（競合他社には実施例がある）。

g. 食品廃棄物のモニタリング

- **体制**：食品廃棄物の量はモニタリングしており、廃棄物量は KPI の一つである。毎日、アウトレット別・製品別に廃棄量を把握・監視している。

- **測定方法**：廃棄物はセキュリティ担当と管理者の立ち会いのもとで測定され、システムに入力される。
  - **在庫連動**：廃棄データは在庫管理と連動している。廃棄物の発生量を入力しなければ在庫差異が発生するため、月末の棚卸のためにも正確な廃棄計上が必須である。
  - **報告**：廃棄物の発生量が許容範囲を超えると、マネージャーから GM、CEO へと段階的に報告が上がる自動報告の仕組みがある。
- h. サプライチェーン管理（調達）
- **サプライヤー評価**：サプライヤー選定時には品質基準を設けて評価している。
  - **ローカル調達**：青果の 95%以上はスリランカ国内産（Local produce）である。
  - **「ローカル」の定義**：スリランカの青果には 3つの主要産地があり、当社はこれらの集荷センターに直接アクセスしている。
  - **環境ラベル認証製品**：環境ラベル認証製品の調達に関して特定の方針はない。特に乳製品などは、国内サプライヤーは 4~5社と非常に限定的である。これらの主要企業はすでに各種基準を満たしており、市場の需要に応えるためには、これらの企業から調達する必要がある、選択肢がほぼないのが実情である。
- i. 輸送（ロジスティクス）
- 一部の野菜（特に高地産）には冷蔵車を使用し、温度管理を行っている。EVトラックは、スリランカ国内ではまだインフラ整備も含めて普及段階であり、トラック部門では導入されていない。
  - 約 50%はサプライヤーから店舗へ直送され、残りの 50%は自社のセントラルセンター（収集センター）を經由して自社配送網で運んでいる。

## (6) ショッピングモール事業者打合せ

[日時]	2025年11月7日(金) 14:20~15:00
[出席者] ※敬称略	ショッピングモール事業者 ・ 運営部門担当1名 National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ ・ Ms. Thilindra Thilakarathna (Senior RECP Expert, Ecolabel Division) ・ Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)
	・ 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 ・ 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 ・ 同 事業推進課 戦略推進担当課長 小林 弘幸
[言語]	英語

### ①打合せ概要

エコラベル・スリランカのショッピングモール基準原案策定に向けて、現地のショッピングモール事業者における環境配慮の取組実態を把握するため、スリランカの手ショッピングモール事業者を訪問した。

### ②打合せ内容

#### a. 保有施設と認証

- ・ 当社が所有（リースではなく自社所有）するショッピングモールは1つである。当該施設は、モールとオフィスタワー全体で LEED 認証を取得している。

#### b. エネルギー管理

- ・ 共用部のエネルギー（電力、空調、照明）は Havelock 側が管理している。空調はエネルギー効率の良いものを採用し、設定温度は 24℃(±4℃) で一定に保たれている。スリランカは年間を通じて気温が安定（28～30℃）しており、季節変動がないため、設定を変更する必要はない。
- ・ LED 照明の使用など各テナント内の設備（スーパーマーケットの厨房施設など）は、当社が定めたガイドラインをもとに各テナントが自由に設置・使用できる。テナントが使用したエネルギー費用は個別に請求している。
- ・ 太陽光発電（ソーラーパネル）は導入を計画中だが、屋根のスペースが限られている点が課題である。建物の設計段階（ガラスファサードなど）で、遮熱についても考慮されている。

#### c. 廃棄物管理

- ・ テナントから分別収集した後、コロombo市（Colombo Municipal Council）に回収を委託しており、市が毎日回収に来る。廃棄物全体の量は、当社で計量・監視している。

- ✓ **紙廃棄物**：リサイクル業者に売却し、収益化している。
- ✓ **食品廃棄物**：一部を養豚場は無償で提供している。
- ✓ **PET ボトル・瓶**：最近、専用の回収ボックスを設置した。

d. 水管理

- 水源はスリランカの全国水道局（National Water Board）が供給する市水を利用している。排水は市の公共下水道網に直接接続しているため、敷地内での排水処理施設（STP）は設置しておらず、その要件もない。

e. テナントへの環境配慮要請

- 現時点では、テナントにはスペースを貸与しているのみである。オペレーションに関するガイドラインは提供しているが、テナント（スーパーマーケットなどを含む）が使用する資材や販売する製品を自由に選択できる状態である。
- テナントに対して廃棄物管理や省エネに関する特別な教育やトレーニングは実施しておらず、テナントの自主性に任せている。ただし、オフィスタワーのテナントの中には環境認証に関心を持ち、自主的に廃棄物量を測定している企業もある。将来的には、テナントに対する環境面での要請や規制を導入する可能性もある。
- また、食品を扱うテナントに対して、食品の調達についても特に要求はしていない。

f. グリーン購入・設計

- 事務用品などのグリーン購入方針はまだないが、計画中である。一方、空調システムなどの機器導入に関しては、エネルギーラベリング基準や関連標準に従っている。

g. ベンチマーク

- エネルギー消費量（原単位）のベンチマークを追跡している。スリランカには、当社のようなモールとオフィスの複合施設に適したベンチマークが存在しないため、シンガポールのグリーンラベルや LEED など、他国の基準を参考にしている。

h. 組織体制と CSR

- 環境やサステナビリティに関する専門部署はなく、施設管理（Facility Management）部門の業務として対応している。地域コミュニティ等への CSR 活動はまだ具体的に開始していないが、計画中である（親会社では実施）。

i. 清掃業務

清掃業務は外部の専門業者に委託しており、当社はその委託先を管理している。

1. 開発形態

日本のように土地が不足している状況とは異なり、スリランカ・コロンボには利用可能な土地（放棄された土地など）が多くある。そのため、住民の移転を伴う開発ではなく、既存の土地を活用して開発を行っている。

### 3) スーパーマーケット基準の専門家委員会の参加

#### (1) 第一回エコラベル・スリランカ スーパーマーケット基準開発に向けた専門家委員会

[日時]	2025年12月15日(月)17:30~19:40(14:00~16:10 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	NCPC スリランカのほか、専門家(スーパーマーケット・ショッピングモール事業者、スリランカ環境省、スリランカ持続可能エネルギー局(Sri Lanka Sustainable Energy Authority: SLSEA)、消費者問題局(Consumer Affairs Authority: CAA)、モラトゥワ大学)
	・ 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 戦略推進担当課長 小林 弘幸
[言語]	英語

#### ①概要

エコラベル・スリランカのスーパーマーケット基準案を議論する専門家委員会が、オンラインにて開催され、基準策定支援として基準原案の作成を担ったエコマーク事務局はオブザーバーとして参加した。スーパーマーケット基準案は、法的要求項目、一般要求項目、原材料調達及び消費、省エネ、節水、廃棄物管理、健康及び安全、環境コミュニケーションの8カテゴリから構成されている。さらに、各基準項目は必須項目(M)、重要項目(C)、非重要項目(NC)の3種類に分類される。協議は、基準項目ごとにNCPCスリランカより説明が行われたのち、専門家から意見を求める方式で行われた。本項では、意見があった項目を中心に報告する。

#### ②打合せ内容

##### <一般要求項目>

##### a. 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

- ・ 環境面だけでなく、ISO 45001(労働安全衛生)やISO 22000(食品安全)も考慮すべきではないか。
- ・ ここでは「環境」への影響管理が主眼であるためISO 14001が基本となる。しかし、ISO 22000なども安全向上に寄与するため、広義のシステムとして評価(加点)対象に含めることは可能。
- ・ EMSと労働安全衛生・食品安全は、同じマネジメントシステムであるものの、管理対象や目的が異なる。労働安全衛生・食品安全マネジメントシステムを要求事項に加えることはよいが、別の要求事項として設定したほうがよい。

##### b. 認定情報の公開(ウェブサイト等)

- ・ ウェブサイトで情報を公開することについて、チェーン店ではない地方の単独スーパーなどは、ウェブサイトを持っていない可能性があり、適合が難しいのではないか。
- ・ ウェブサイトがない場合は、店舗での物理的な掲示でも可としている。また、本項目は必須項目(M)ではなく加点項目であるため、ウェブサイトがなくて対応できなくても不認定とはならず、他の項目でカバーして70%を目指せばよい。

c. 環境活動担当者の設置

- 小規模店舗では専任の担当者を置く余裕がない。
- フルタイムの専任者である必要はない。既存のマネージャーなどが兼務する形でも、責任の所在が明確であればよい。

<原材料調達及び消費>

a. 環境ラベル認定製品の使用・販売

- 「環境ラベル製品を使用すること (should be used)」とあるが、スーパーマーケットで販売する製品ではなく、スーパーマーケットでの使用を対象とする製品を意図しているのか。
- スーパーマーケットで販売する製品を対象としており、テキストを「should be sold」に修正する。
- 取り扱い製品の「割合 (%)」に関する要求事項はあるのか。また、1品目だけでも販売していれば適合となるのか。
- 割合 (%) を設定することが望ましいものの、事業規模やスリランカにおける環境ラベル認定製品の入手状況を勘案すると、現時点で数値を設定することは困難。そのため、1品目でも販売していれば適合と考えている。日本のエコマーク基準においても、同様の理由等により1品目でも販売していれば適合としており、関連データが蓄積された段階で、割合の設定を検討する。
- 環境ラベル認定製品を2品目以上販売すると加点が取得できる要求事項は別に設定されているが、統合することとする。

b. シングルユースプラスチック製品の提供

- スリランカの法律でシングルユースプラスチックの規制が行われており、法律で規制されている品目と整合させたほうがよい。
- 「シングルユースプラスチックの代替品等を使用すること (should be used)」となっているが、「should be provided」に修正する。

<省エネ>

a. 環境負荷が低い交通手段の推奨

- EV 充電スタンドの設置が具体例として挙げられているが、ソーラーパネルなどの再生可能エネルギーをリソースとした充電スタンドでなければならないか。
- 再生可能エネルギーをリソースではない充電スタンドでもよい。

b. 省エネ機器の導入

- LED もエネルギーラベルの対象となっているため、その旨を追記すべき。

c. エネルギーの使用状況の対前年度比などでの評価

- 事業者のヒアリングでは、スーパーマーケットにおける省エネのベンチマーク基準は政府により定められていないとの回答があった。しかし、本専門家委員会でベンチマーク基準が設定されているとコメントがあったため、そのベンチマーク基準と本要求事項の内容を整合させたほうがよい。
- ただし、本要求事項は非重要項目 (NC) であり、内容も大きな齟齬もないため、この

ままでよい。

d. 再生可能エネルギーの使用

- 再生可能エネルギーの使用割合 (%) を設定したほうがよい。
- 使用割合 (%) を設定することが望ましいが、その数値の根拠となる政府の規制やデータがあるとよい。
- 20~25%を想定して議論を継続する。

e. 従業員への省エネ・節水に関する周知

- 省エネに限らず節水に関する周知も含まれるため、本カテゴリから環境コミュニケーションカテゴリに移動することとする。

f. スーパーマーケットでの省エネの取組

- 昼光利用などが要求されているが、省エネ機器の導入に関する要求事項との違いは何か。
- 本要求事項は、スーパーマーケットにおける機器や設備の導入等以外の日常的な省エネの取組を対象としている。

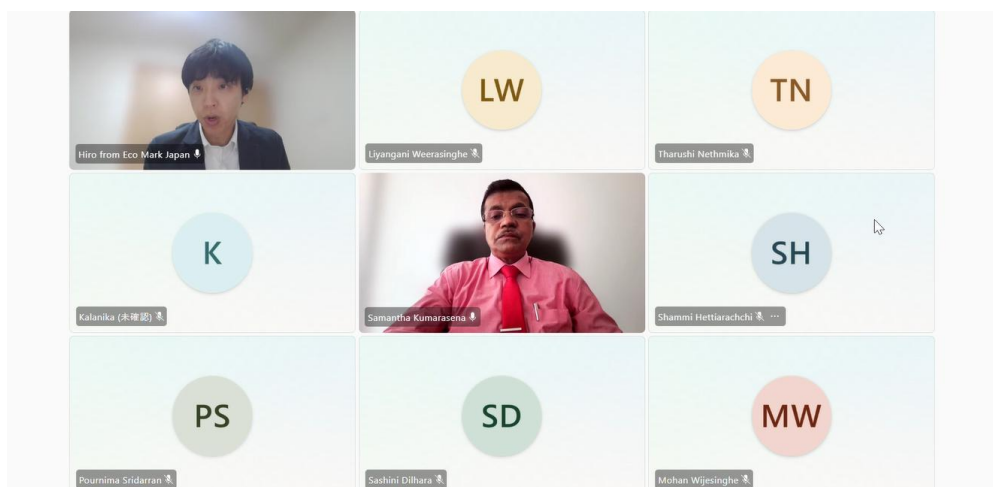
## <廃棄物管理>

a. 容器や瓶の回収ボックスの設置とリサイクル

- 本要求事項は、リサイクルまで要求しているのか。
- 事業者とのヒアリングの結果、回収ボックスを店頭を設置している店舗もあり、回収した物についてはリサイクルしているという回答を踏まえ、リサイクルまでが要求事項となる。

b. 食品廃棄物の計測

- 食品廃棄物の計測と対前年度比などでの評価に関する要求事項が分かれているが、統合したらどうか。
- 事前調査並びに事業者とのヒアリング結果により、食品廃棄物の計測はスリランカではまだ一般的ではないと判明した。そのため、食品廃棄物の計測を促すため、計測に特化した要求事項を設定したが、要求事項を統合すべきとの意見がある場合は、統合する方向で進めて差し支えない。



オンライン会議の様子

#### 4) 画像機器の相互認証に関する議論

##### (1) 画像機器の相互認証に関する打合せ

[日時]	2026年1月30日(金) 13:00~13:40
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ • Eng. Samantha Kumarasena (CEO) • Ms. Shammi Hettiarachchi (RECP Expert, Ecolabel Division) • Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)
	• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 • 同 事業推進課 戦略推進担当課長 小林 弘幸
[言語]	英語

##### ①概要

複写機及びプリンタなどの画像機器（以下、画像機器）に関する共通基準設定に向けた支援の一環として、相互認証の運用開始に向けた具体的な運用方針や手続きに関する認識を共有するため、打合せを実施した。

##### ②打合せ内容

###### a. 相互認証の考え方及び進め方

本業務における NCPC スリランカの担当が Thilindra 氏から Shammi 氏に変わったことを受けて、エコマーク事務局が取り進める相互認証の考え方や進め方について、パワーポイント資料を用いてエコマーク事務局の小林から説明を行った。

- 相互認証に関する基本合意書（相互認証の手続きに関する合意書含む）を締結のう え、品目ごとに共通基準に関する合意書を締結することで、正式に相互認証の運用が開始する。
- 共通基準と合意した要求事項については、相手側にて再審査を実施しないことが相互認証の大原則である。
- 一方、非共通基準については相手側で審査が必要となる。
- エコマーク事務局は、相互認証の活用を申請した事業者に対し、相互認証用確認書を発行している。当該確認書は、エコマーク事務局から NCPC スリランカへ事前にメールで送付される。その後、NCPC スリランカにおいて、事業者が申請時に提出する資料に同確認書も含むことで、事前に送付されたデータとの照合・確認ができる。
- エコラベル・スリランカを取得した製品についても、同様に相互認証を活用して、エコマークに申請することは可能である。

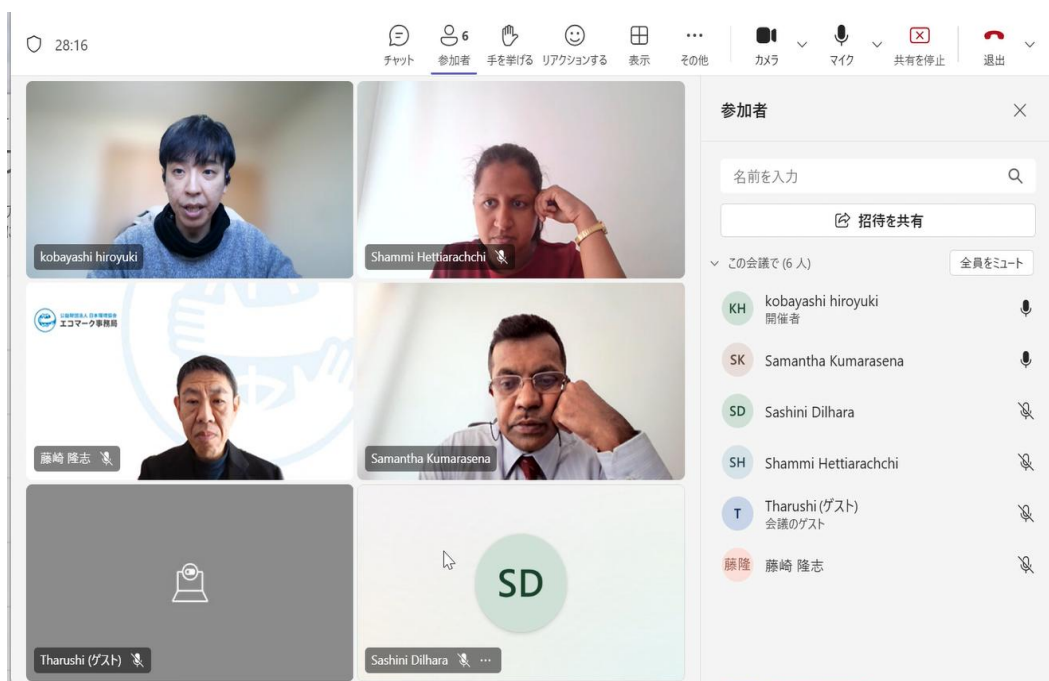
###### b. 画像機器の相互認証（共通基準）について

同じくエコマーク事務局の小林から、エコマーク及びエコラベル・スリランカの画像機器基準の比較表を用いて、同資料の説明と方針について説明を行った。

- 要求事項の内容について多少の相違はあっても、要求事項の考え方が近く、協議のうえ共通基準とできるものについては共通基準として設定している。
- エコラベル・スリランカの取得には、必須項目を除くクリティカル事項（5ポイント）及びノンクリティカル事項（3ポイント）において、全ポイントの70%（122ポイント）以上の獲得が必要である。現時点では13項目の共通基準の設定が見込まれており、これによる獲得可能ポイントは合計123ポイントとなる。したがって、エコマークを取得できれば、エコラベル・スリランカも取得可能な状況にある。
- エコラベル・スリランカ基準では、環境マネジメントシステムを要求する項目があるが、エコマークにはない。しかし、タイ・グリーンラベルとの相互認証においては、事業者が相互認証を申請する場合、ISO14001の取得を確認することを追加要件としており、同様の運用を行うことで本要求事項も共通基準とすることができると考えている。
- エコラベル・スリランカの必須要件として、スリランカで産業活動を行う際に必要な「環境保護ライセンス（EPL）」等の法的要件が含まれる。これらについては遵守が必須となる。
- 2月11日~13日でのスリランカ訪問時に合意書締結を目指したらどうか。

#### c. 決定事項・ネクストステップ

- NCPC スリランカが、共有された比較表の詳細を改めて精査する。
- 不明点や問題点があれば日本側へ問い合わせ、スリランカ訪問時の署名に向けて準備を整える。



打合せの様子

5) 第2回スリランカ訪問

(1) 第2回スリランカ訪問の概要

第2回スリランカ訪問は、2026年2月11日(水)～13日(金)の3日間にわたり実施した。今年度2回目の本訪問では、「スーパーマーケット」及び「ショッピングモール」基準のローンチイベントとして開催されたCEOフォーラムに参加し、タイプI環境ラベルの取得メリットや、同ラベルを取り巻く世界的動向について発表を行った。加えて、エコラベル・スリランカの外部監査員向けトレーニングプログラムにおいて、エコマークの審査及び事後管理認定後のサーベイランス活動に関する知見共有を実施した。さらに、スリランカ持続可能エネルギー局を訪問し、同国のスーパーマーケット向けエネルギーベンチマーク基準の策定・普及に向けた打合せに参加した。また、同基準に関心を示す現地事業者を訪問し、認定取得に向けた課題や機会、今後の申請手続き等について協議を行った。

本訪問における主な実施記録は以下のとおりである。なお、守秘義務に配慮し、訪問先事業者名は非公開とした。

表2-1-7. 第2回スリランカ訪問における実施記録

日時	訪問先	備考
2/11 (水)	Eco Auditor Training Programme 会場：Sofia Colombo City Hotel (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NCPC スリランカの監査員及び外部監査員へのトレーニングプログラム</li> <li>エコマーク事務局小林からエコマークの審査及び事後管理認定後のサーベイランス活動に関する知見の共有</li> </ul>
	CEO フォーラム 会場：Mont Blanc, NH Collection Colombo (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット及びショッピングモール基準のローンチイベント</li> <li>エコマーク事務局小林よりタイプI環境ラベルの取得メリットや、同ラベルを取り巻く世界的動向について講演</li> </ul>
2/12 (木)	NCPC スリランカ打合せ 会場：NCPC スリランカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在日程、ロジスティクス、及び予定している事業者・団体との打合せ内容の確認</li> <li>次年度の技術協力について協議</li> </ul>
	スリランカ持続可能エネルギー局 (SLSEA) (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設(スーパーマーケット含む)を対象としたエネルギー消費効率のベンチマーク制度に関する協力についての協議</li> </ul>
2/13 (金)	スーパーマーケット事業者打合せ (スリランカ・タラワトゥゴダ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スリランカの中規模スーパーマーケット</li> <li>スーパーマーケット基準への申請を踏まえた意見交換</li> </ul>

## (2) Eco Auditor Training Programme

[日時]	2026年2月11日(水) 9:00~13:20
[場所]	Sofia Colombo City Hotel (スリランカ・コロンボ)
[主催]	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ
[出席者] ※敬称略	NCPC スリランカスタッフ及びエコラベル・スリランカの現地監査に外部監査員として監査業務に携わる専門家(大学、研究機関などの環境分野の専門家) 約 20名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境省 大臣官房環境経済課 環境専門調査員 竹本 龍平</li> <li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

### ① トレーニングプログラム概要

Eco Auditor Training Programme は、NCPC スリランカが運営するタイプ I 環境ラベル制度「エコラベル・スリランカ」において、現地監査を担当する外部監査員及び認証スタッフの専門知識の習得と、監査スキルの向上を図ることを目的として開催された。

### ② トレーニングプログラム内容

#### a. エコマーク制度の認証及び事後管理の取組に関する情報共有

エコマーク事務局の小林より、日本のエコマークが実践する認証業務及び事後管理の取組について、事例を交えながら情報共有を行った。主な内容は以下のとおりである。

#### i. 認証機関としての適格性と公平性の確保

国際標準である ISO/IEC 17065 の認定を取得し、公正・公平な運営を行っており、同規格の要求事項に基づき、認証の信頼性を担保するための厳格な体制を敷いている。

- **公平性の維持**: 職員及び関係者に対し、金銭・贈答品の授受や供応を禁止するなど、厳しい自己規律と誓約を求めている。
- **認証要員の力量管理 (コンピテンス)**:
  - ✓ 審査員には ISO 14001 (環境マネジメントシステム) や ISO 17025 (試験所能力) に関する知識・資格を要求している。
  - ✓ 経験年数や処理案件数に応じ、第 1 確認者、第 2 確認者、最終確認者と役割を明確化し、継続的なモニタリングと OJT による力量向上を図っている。

#### ii. 認証プロセスの実際とリスク管理

エコマークでは、効率的かつ信頼性の高い審査を行うため、リスクに応じたアプローチを採用している。

- **要求事項の証明方法**: 各要求事項の証明方法は、その内容に応じて、ISO/IEC 規格に基づく試験結果や第三者機関発行の試験報告書といった客観的証拠に加え、事業者が作成する自己適合宣言書などを組み合わせることで、証明の正当性を担保する運用を定めている。

- **自己適合宣言書の扱い**：アジア圏の認証制度においては、事業者による自己適合宣言書の信頼性を低く見積もる傾向がある。これに対し、エコマーク事務局では、自己適合宣言書を「法的及び契約的責任を伴う証拠書類」として位置付けている。具体的な審査にあたっては、その内容を厳格に精査しており、主に以下の視点から複合的なレビューを実施している。
  - ✓ 宣言書自体の記載内容の不備
  - ✓ 他の提出証明書類との整合性
  - ✓ 過去に提出された関連書類との整合性

- **サプライチェーンの確認**：再生プラスチックなど、トレーサビリティが重要な項目については、排出元から成形加工業者までの商流を確認する。

### iii. サーベイランス（事後管理）による信頼性維持

認証後も製品が基準に適合し続けているかを監視する仕組みを制度の信頼性を担保する重要な取組として位置付け、複数の取組により運用している。

- **多様な監視手法の組み合わせ**：
  - ✓ **全数調査**：認証から5年が経過した全認定商品を対象に適合状況を確認する。
  - ✓ **現地監査**：年間約50社を対象に、製造ラインや帳票類の確認（オンライン監査含む）を行う。
  - ✓ **試買テスト**：市場から製品を購入し、第三者機関で基準適合性を試験する。

## b. Auditor Competencies in Accordance with ISO 19011: 2018 (Guidelines for Auditing Management Systems)

Eng. Samantha Kumarasena, Chief Executive Officer, NCPC Sri Lanka

### i. 監査員に求められる資質と力量

監査員は、単にチェックリストを埋めるだけの存在ではなく、高度な専門性と人間性が求められる。ISO 19011では監査員の「特性」として以下の要素を挙げている。

- **プロフェッショナルな行動**：倫理的（誠実・公正）であること、広い視野を持つこと（Open-minded）、外交的であり相手を尊重すること。
- **観察力と知覚力**：周囲の状況を鋭く観察し、状況の変化やリスクを即座に理解する能力。
- **自律性と決断力**：他者に依存せず独立して活動し、証拠に基づき論理的かつタイムリーに結論を導き出す能力。

### ii. 監査の定義と7つの原則

監査とは、「客観的証拠に基づき、監査基準が満たされているか判定するための、体系的かつ独立し、文書化されたプロセス」と定義される。監査員は以下の7つの原則を遵守しなければならない。

1. **誠実性**：監査の基礎となる倫理観。
2. **公正な報告**：監査活動、所見、結論を正直かつ正確に報告する義務。
3. **専門家としての正当な注意 (Due Professional Care)**：任務の重要性に見合った判断力と注意深さを持つこと。
4. **機密保持**：監査で得た情報のセキュリティを保持すること。特に民間企業の競争優

位性に関わる情報は厳重に扱う必要がある。

5. **独立性**：監査対象からの独立性を保ち、利益相反を避け、客観性を維持すること。
6. **証拠に基づくアプローチ**：結論は推測ではなく、検証可能な客観的証拠に基づくこと。
7. **リスクに基づくアプローチ**：監査プログラムや目的に影響を与えるリスクと機会を考慮すること。

### iii. 監査プロセスの実践と技法

監査は計画、準備、実施、報告のサイクルで行われる。特に現地監査においては、以下のポイントが強調された。

- **証拠の収集**：インタビュー、観察、文書記録のレビューを通じて情報を収集し、それらを相互に照らし合わせて検証する。単一の情報源のみに依存してはならない。
- **インタビュー技法**：
  - ✓ **相手の選定**：マネージャーだけでなく、実際の作業を行っている現場担当者や部下から話を聞くことが重要である。
  - ✓ **質問の方法**：「はいいいえ」で終わるクローズドな質問ではなく、「どのように」「なぜ」といったオープンエンド（自由回答）な質問から始め、徐々に詳細を確認する「ファンネル（漏斗）アプローチ」が有効である。誘導尋問や相手を畏にかけるような質問は避けるべきである。
- **不適合（Non-conformity）の特定**：不適合の指摘は、「基準」、「証拠」、「不備の内容」の3要素が揃って初めて成立する。単なる意見ではなく、事実に基づく記述が必要である。

### iv. 監査員の心構えとコミュニケーション

監査員は、限られた時間内で効率的に証拠を集め、結論を出さなければならない。そのためには、時間管理能力とともに、優れたコミュニケーションスキルが不可欠である。監査員は「警察官」ではなく「検証者」である。監査対象者に対し威圧的にならず、敬意を払い、協力的な関係を築くことが、正確な情報の引き出しにつながる。また、不明確な点があれば、推測で判断せず、専門家の意見を求めるか、チーム内で協議する柔軟性と謙虚さを持つことが、質の高い監査を実現するために重要である。

### c. パネルディスカッション

本セッションでは、環境ラベル監査における実務的な課題、監査員の資質、及びエネルギー管理やサステナビリティへの対応について議論が交わされた。登壇者は以下のとおりである。

- ✓ 環境省：竹本 龍平
- ✓ エコマーク事務局：小林 弘幸
- ✓ NCPC スリランカ：Eng. Samantha Kumarasena (CEO)
- ✓ 同：Eng. Ruwan Wijemanna (Operation Manager, Energy Expert)

#### i. 認証プロセスにおけるギャップと文書化の重要性

小林は、企業と認証機関の間で生じる認識のズレを最小限に抑えるため、エコマークでは申請書類やチェックリストのテンプレート化・システム化を徹底していると説明した。

客観的な文書化により、企業側の申請負担と監査員側の確認作業の双方を効率化し、公平性を保つ仕組みが構築されている。

#### ii. 監査員に求められる「成熟度」と行動特性

Samantha氏は、監査員には技術的知識以上に、経験に裏打ちされた「成熟度」と行動特性が不可欠であると強調した。特に、多様な経験を持つ退職後の専門家が監査員として適任であるケースが多いとし、若手監査員に対しては、現場での経験を通じて多角的な視点を養うことの重要性を説いた。また、監査員は単なるチェックを行うだけでなく、クライアントにとってのリソースパーソンであるべきとの見解が示された。

#### iii. エネルギー管理と気候変動対策へのアプローチ

Ruwan氏は、エネルギー管理がコスト削減に直結するため、エネルギー集約型産業に対しては説得が容易である一方、そうでない企業には環境配慮（気候変動対策）の観点からの動機付けが必要であると述べた。また、生産ライン増設等によるエネルギー消費量の絶対増に対しては、生産単位あたりのエネルギー効率（原単位）を評価指標とすべきであり、これが監査上の重要な視点となることが確認された。

#### iv. サーベイランスと基準の継続的改善

認証後のサーベイランスについて、小林は、ISOのようなプロセス改善の確認とは異なり、製品が基準に適合し続けているかを厳格に確認する場であるとした。一方で、環境基準そのものは5~7年ごとに改定され、業界全体のレベルを底上げする「トップランナー方式」的なアプローチが取られていることが共有された。

#### v. 監査を通じた付加価値の提供

最後に、監査員が国際基準と現地の慣行とのギャップをどう埋めるかについて議論された。Samantha氏は、監査報告書自体には客観的な不適合のみを記述すべきだが、クロージングミーティング（講評）の場を活用して、コンサルティングの領域に踏み込まない範囲で、改善の機会や有益な知見を共有することが、監査の価値を高めると結論付けた。また、参加者より環境ラベルの認知度向上策に関する質問がなされた。これに対し環境省の竹本氏及び小林は、GPPの推進が環境配慮型製品の市場拡大に不可欠であり、ひいては環境ラベルの普及にもつながるとの見解を示した。



会場の様子



会場の様子

### (3) CEO フォーラム - Advancing Sustainable Retailing through Ecolabelling of Shopping malls and Supermarkets

[日時]	2026年2月11日(水) 18:00~20:00
[場所]	Mont Blanc, NH Collection Colombo (スリランカ・コロンボ)
[主催]	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ
[出席者] ※敬称略	スリランカの行政機関、公的機関、大学などの研究機関、民間部門の環境担当者 約60名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境省 大臣官房環境経済課 環境専門調査員 竹本 龍平</li> <li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

#### ①会議概要

タイプI環境ラベル制度「エコラベル・スリランカ」を運営するNCPCスリランカは、エコマーク事務局が策定支援したショッピングモール及びスーパーマーケット基準の普及を目的とした「CEO フォーラム -Advancing Sustainable Retailing through Ecolabelling of Shopping malls and Supermarkets」を開催した。

#### ②会議内容

##### a. 開会・来賓挨拶

本フォーラムの冒頭、主催者を代表してNCPCスリランカのGamini Gunasekera会長が挨拶を行った。同氏は、本会合がスリランカ初となるショッピングモール及びスーパーマーケット向けの環境認証制度の立ち上げという重要なマイルストーンであることを宣言した。今回発表された新基準は、「エコラベル・スリランカ」の対象範囲を拡大するものであり、日本のエコマーク事務局による専門的な技術支援を得て、国際的な最高水準に整合する形で開発されたものであると説明した。同氏は、この取組を通じて小売業界を持続可能なエコシステムへと変革し、消費者をより環境に配慮した購買行動へと導くことへの意欲を語った。

続いて、日本の環境省大臣官房環境経済課の竹本氏より挨拶があった。竹本氏は、2021年から続く日本とスリランカのエコラベルに関する技術協力が、アジア地域におけるSCPの強化を目的としている点に言及した。GPPがグリーン経済への移行を牽引する戦略的な政策であり、その枠組みにおいてエコラベルが、購入者が環境配慮型製品・サービスを識別するための不可欠なツールであると強調した。その上で、本日発表される新基準がスリランカ市場において強固な支援材料となることへの確信を表明した。

最後に、スリランカ環境省環境計画・経済局長のK.N.K. Vidyalankara氏が登壇した。同氏は、気候変動の影響を受けやすい同国において、2050年のネットゼロ目標達成に向けたグリーン経済への移行にはレジリエンス(回復力)が不可欠であると述べた。政府は2019年に策定したSCP政策に基づき、GPPや国家環境行動計画を推進しており、NCPC

が運営するタイプ I 環境ラベルはその枠組みにおける重要な補完ツールであると位置付けた。同氏は、参加した CEO らに対し、企業の社会的責任（CSR）の枠を超えて持続可能性を事業の中核に据え、国のグリーン報告システムへ参画するよう呼びかけた。



来賓挨拶の様子

#### b. SPP Policy Recommendations under UNEP Eco advance Project

Prof. Ananda Jayawardane, Senior Professor, Department of Civil Engineering, Faculty of Engineering, University of Moratuwa

モラトゥワ大学の Ananda Jayawardane 教授より、UNEP「Eco Advance Project」の一環として実施された、スリランカの建設産業を中心とした持続可能な公共調達（SPP）へのタイプ I ラベル活用に関する調査結果及び政策提言が行われた。文献調査及び官民ステークホルダーとの協議を通じて特定された、SPP 導入における主要な課題と機会について報告がなされた。

現状の課題として、主に以下の点が指摘された。

- 政策・法的課題：タイプ I 環境ラベルの使用を義務付ける明確な法的要件の欠如、及び調達ガイドラインにおける適用メカニズムの不明確さ。
- 市場・供給の課題：大手企業（セメント・鉄鋼等）を除き、コストや技術的障壁により中小企業（SME）のタイプ I 環境ラベル認証取得が進んでいない現状。また、同ラベルの認証建材の供給不足と需要のミスマッチ。
- 制度・実務的課題：調達担当者の技術的知識の不足、標準化された検証ツールの欠如、及び依然として「最低価格落札」が支配的でありライフサイクルコスト（LCC）が考慮されない慣行。

これらの課題に対し、以下の主要な提言がなされた。

- ガバナンスの強化：国家運営委員会の設置、及び SPP を国家の法的・規制的枠組みに統合するための明確な政策指令の策定。
- インセンティブ導入：SME に対する認証取得への補助金や技術支援、及びタイプ I 環境ラベル製品に対する優遇措置の導入。
- 能力構築：調達担当者やプロジェクトマネージャーに対する体系的なトレーニングと、標準化された評価基準の整備。
- 国際基準との整合：日本、韓国、EU 等のベストプラクティスを参照した制度設計。

### c. Introduction to 'Ecolabel Sri Lanka'

Eng. Samantha Kumarasena, Chief Executive Officer, NCPC Sri Lanka

NCPC スリランカの Samantha Kumarasena 氏は、南アジア市場における環境配慮製品への需要の高まりと、国際基準に基づく環境ラベル「エコラベル・スリランカ」の重要性及びメリットについて詳説した。

南アジアにおける最新の調査では、消費者のグリーン製品に対する購買意欲は強く、環境ブランディングや知識がその意欲を牽引している。しかし、特に若年層においては価格への感度も高く、グリーン製品であっても市場の平均的な製品と同等の競争力ある価格設定が求められる。また、「グリーンウォッシュ（見せかけの環境配慮）」への懸念から、消費者は明確で裏付けのあるメッセージを必要としている。ここで、複雑な環境情報を簡潔なシンボルで伝えるタイプ I 環境ラベルが重要な役割を果たす。

「エコラベル・スリランカ」は、ISO 14024 規格に準拠したタイプ I 環境ラベルである。これは、単一の環境側面ではなく、製品のライフサイクル全体（資源採取から廃棄まで）を考慮し、環境・社会・経済・健康の多面的な基準を満たす必要がある。また、企業による自己宣言ではなく、独立した第三者機関によって認証されるため、極めて高い信頼性と透明性が担保される。事業者にとってのメリットは大きく分けて三点ある。第一に環境パフォーマンスの向上である。第二にコスト削減である。「環境対策はコストがかかる」という誤解があるが、認証プロセスに伴う監査を通じてエネルギーや水の使用における無駄が省かれ、結果として製造コストが削減されるケースが多い。第三にマーケティング上の利点であり、ブランドの評価を高め、新たな市場へのアクセスや、環境意識の高い消費者への訴求が可能となる。

エコラベル・スリランカは、タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である GEN の正会員であり、南アジア地域において最も確立されたスキームの一つとして認知されている。2018 年に UNEP の支援で発足し、日本の環境省やエコマーク事務局の協力も得て発展した。現在、日本、タイ、シンガポールと相互認証協定を締結しており、国際的な整合性が図られている。運営は NCPC が行うが、独立した運営評議会と認証委員会により公正性が維持されており、現在 15 の製品カテゴリで運用されている。

### d. Value of GEN member in Ecolabel: Building Trust and Global Reach

Mr. Hiroyuki Kobayashi, Eco Mark Office, Japan

エコマーク事務局の小林からは、タイプ I 環境ラベルの定義と優位性のほか、GPP にお

ける役割、世界的に高まるグリーンウォッシュ規制における GEN メンバーの価値について解説した。

環境ラベルには ISO 規格に基づく種類が主に 3 つ存在し、エコマークやエコラベル・スリランカが該当する ISO14024 に基づくエコラベル（旧称：タイプ I 環境ラベル）は、製品のライフサイクル全体を考慮し、第三者機関による認証を受ける点が最大の特徴である。企業による自己宣言（タイプ II 環境ラベル）とは異なり、科学的根拠に基づく複合的な基準で審査されるため、消費者や市場に対して高い信頼性と透明性を提供する。現在、世界的に「グリーン」は経済成長のキーワードであり、GDP の 12～20%以上を占める公共調達において、持続可能な製品への転換が進んでいる。GPP においてタイプ I 環境ラベルを活用することは、専門的な環境基準策定の手間を省き、選定プロセスを効率化すると同時に、GPP に求められる環境基準への適合を保証する手段となることから、世界の GPP 制度に GEN メンバーのタイプ I 環境ラベルが活用されている。

世界には 450 以上の環境ラベルが乱立しており、欧州委員会が 2020 年に実施した調査では、50%以上の環境主張や環境ラベルがあいまいで誤解を招くものであると結論付けている。これに対し、EU の「不公正取引慣行指令（Unfair Commercial Practices Directive : UCPD）」の改正や「グリーン訴求指令案」などの法規制が強化されており、科学的根拠と第三者検証が義務化されつつある。この中でタイプ I 環境ラベルは、すでに厳格な基準を満たしているとして検証を免除されるなど、規制対応の観点からも重要性が増している。

1994 年に設立された GEN は、世界 56 カ国・地域以上のタイプ I 環境ラベル運営機関が加盟する NPO である。GEN は、UNEP、ISO 等の国際機関へのロビー活動を行うほか、加盟機関が ISO 14024 に準拠しているかを相互に監査する「GENICES」というピアレビュー制度を運用している。これにより、各国のラベルの信頼性が担保され、加盟機関同士の相互認証協定の締結が可能となり、認証製品のグローバルな流通と信頼性の向上に寄与している。

#### e. Awarding & Signing Ceremony

本 CEO フォーラムの締めくくりとして、NCPC スリランカの運用プログラムの一つである(GHG 排出量検証を完了した 3 団体に対し、認証書の授与が行われた。続いて、エコマークとエコラベル・スリランカの間で、複写機・プリンタ等の画像機器に関する共通基準の合意書締結式が執り行われたほか（合意書は資料編 2-1-1 に示す）、NCPC スリランカと国連グローバル・コンパクト（UNGC）による協力覚書が締結された。

#### (4) NCPC スリランカ打合せ

[日時]	2026年2月12日(木) 10:00~12:00
[場所]	NCPC スリランカ会議室 (スリランカ・コロンボ)
[出席者] ※敬称略	NCPC スリランカ <ul style="list-style-type: none"> <li>• Eng. Samantha Kumarasena (CEO)</li> <li>• Eng. Ruwan Wijemanna (Operation Manager, Energy Expert)</li> <li>• Ms. Shammi Hettiarachchi (RECP Expert, Ecolabel Division)</li> <li>• Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)、他 1名</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境省 大臣官房環境経済課 環境専門調査員 竹本 龍平</li> <li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

##### ①会議概要

本日から開始する行政機関・事業者との打合せに先立ち、滞在日程、ロジスティクス、及び予定している打合せ内容の最終確認を実施した。今回の訪問先となる各団体・事業者について、訪問の背景や技術支援上の位置付けを再確認し、双方で視察目的の共通認識を深めた。さらに、来年度の技術協力の方向性について意見交換を行ったほか、GENの相互監査システム「GENICES」の監査対応に関する具体的な質問に対し、技術的助言及び回答を行った。

##### ②会議内容

a. スリランカ持続可能エネルギー局 (SLSEA) が主導するエネルギーのベンチマーク制度について

スリランカのスーパーマーケット等は SLSEA に対し、エネルギー消費データを報告する義務がある。加えて、一定のベンチマーク (エネルギー消費原単位) を下回ることが求められている。ただし、より適切なベンチマーク基準の設定に向けた情報が不足していると SLSEA は認識しており、ベンチマークへの適合は現時点では義務としていないが、義務化する意向があると聞いている。

エコラベル・スリランカ基準においても、本ベンチマーク基準の活用を検討している。具体的には、SLSEA のベンチマーク基準への適合を、エコラベル・スリランカ基準の必須要件として組み込む方針である。本件について NCPC スリランカよりエコマーク事務局に意見の照会があり、エコマーク基準においても、ダブルスタンダードを回避するため行政機関が定めたエネルギー要件を基準に組み込む事例があると回答した。

同日午後を実施される SLSEA との打合せにおいて、エコマークに依頼されたプレゼンテーション内容についてすり合わせを行った。本打合せには、SLSEA のほかスーパーマーケット事業者も参加するものの、多くはタイプ I 環境ラベルに馴染みがないため、専門的な技術論よりもタイプ I 環境ラベルの重要性や GEN の意義、スーパーマーケット事業者

がタイプ I 環境ラベルを取得するメリット、日本の経験に焦点を当てて説明することで一致した。

b. スーパーマーケット、ショッピングモール基準の公開状況

NCPC スリランカより、エコマーク事務局が基準策定支援を行ったスーパーマーケット及びショッピングモール基準が、本打合せの前日に開催された CEO フォーラムにて正式にローンチされたことが報告された。ウェブサイトへの掲載や新聞記事等の広報活動については、早急に進めていくことが確認された。

c. スリランカの GPP 制度の進捗について

スリランカでは政府主導で GPP の推進が計画されており、この GPP 政策とエコラベル・スリランカを密接にリンクさせる方針が確認された。具体的には、政府が物品を調達する際、エコラベル・スリランカ認証製品を優先的に購入する仕組みの構築を目指している。日本側から、スリランカ政府が GPP で優先している品目について質問し、NCPC スリランカより政府は GPP の対象となる優先品目リストの作成を検討していると回答した。前日の CEO フォーラムにて合意書を締結した画像機器も候補に挙がっており、進捗について日本に適宜報告してもらうこととなった。

d. 次年度の技術支援について

本技術協力における今後の基準策定候補として、GPP の対象品目となり得る PC (パーソナルコンピュータ) について意見交換を行った。エコマーク事務局より、タイプ I 環境ラベルの PC 基準については、スウェーデンの「TCO Certified」を除き、認証製品が乏しいという現状が報告された。協議の結果、両機関は GPP 制度との相乗効果を図るため、政府調達ニーズの高い製品に絞り込んで基準策定を進めることが望ましいとの認識で一致した。これを受け、NCPC スリランカは GPP の対象候補を考慮した上で、基準策定支援を希望する品目を次回の Web 会議にて提案することとなった。また、相互認証の対象拡大については、新規品目を追加するのではなく、相互認証ニーズの高い画像機器の適用範囲を派生機へ拡大する方針に言及し、NCPC スリランカ側は理解を示した。

なお、次回の Web 会議日程について、3月4日(水)現地時間 10:00(日本時間 13:30)に開催することで合意した。

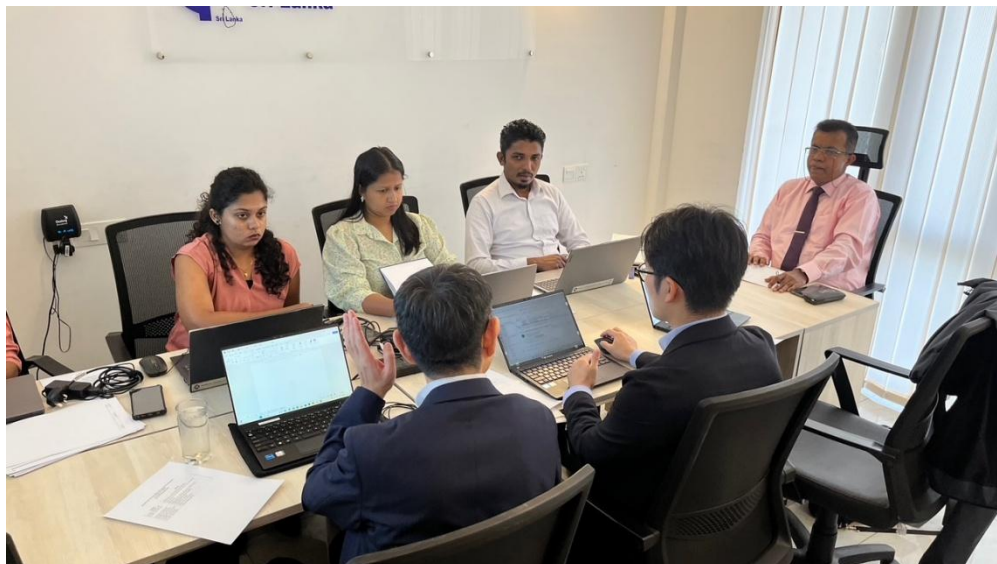
e. GENICES (GEN 相互監査システム) について

NCPC スリランカが 2026 年に予定している GENICES 監査について、審査プロセスに関する質疑応答が行われた。GENICES 審査は 2025 年に改訂され、エコマーク事務局及び他の GEN 加盟 2 機関に対してパイロット監査が実施されている。エコマーク事務局より、2026 年はこのパイロット監査の結果を踏まえ、要求事項や監査手続きについてマイナーチェンジを加えたうえで、正式に新 GENICES スキームに基づく審査が実施される旨が報告された。また、GENICES 審査費用の支払い先が、監査人に直接支払うのではなく GEN へ変更された点についても共有された。

f. 画像機器の相互認証の運用について

前日の CEO フォーラムにて締結した画像機器の相互認証について、実務を想定した具体的な運用方法について確認を行った。

- 共通基準を満たすエコマーク製品は、エコラベル・スリランカの認証取得に必要なポイントの 70%以上を取得可能となる。相互認証とは、一方の機関で認証された製品が、追加試験や証明書類作成の負担なく他方の認証を取得できるスキームの構築を目指すものである。したがって、「相互認証を申請すれば、エコラベル・スリランカの認証を自動的に取得できる」という認識で相違ないか、先方に確認を求めた。
- 基準項目の証明書類以外のエコラベル・スリランカ申請書類 (common application form) について確認を行った。主な申請書類は以下のとおりである。ただし、NCPC スリランカにとって相互認証は今回が初の事例となるため、上記 (自動取得の可否) も含めて同機関内で改めて確認したうえで、後日エコマークへ報告がなされることとなった。
  - ✓ 申請書 (FM-EL-01-Application-form)
  - ✓ Application and Pre-verification Questionnaire (FM-EL-02)
  - ✓ 申請事業者のビジネスライセンスもしくは法人の登記簿謄本
  - ✓ 他
- エコラベル・スリランカ申請費用及び年間ライセンス料
  - ✓ 申請費用：大手企業：90,000 スリランカルピー (LKR) (約 44,500 円)、中小企業：60,000 LKR (約 29,700 円) + 現地監査費用
  - ✓ 年間ライセンス料：大手企業：290,000 LKR (約 143,500 円) / 企業、中小企業：190,000 LKR (約 94,000 円) / 企業 \* 1 LKR ≒ 0.49 円 (2026 年 2 月 13 日時点)



打合せの様子

### (5) スリランカ持続可能エネルギー局

[日時]	2026年2月12日(木) 14:00~15:40
[場所]	スリランカ持続可能エネルギー局オフィス (スリランカ・コロンボ)
[出席者] ※敬称略	スリランカ持続可能エネルギー局 (SLSEA) : 4名 <ul style="list-style-type: none"> <li>• Mr. Chamila Jayasekera (Deputy Director General, Demand Side Management)</li> <li>• Eng. Sanath Kithsiri (Director, Industrial and Services Sector)、他2名</li> </ul> スーパーマーケット事業者 : 3名 NCPC スリランカスタッフ : 6名 <ul style="list-style-type: none"> <li>• Eng. Samantha Kumarasena (CEO)</li> <li>• Eng. Ruwan Wijemanna (Operation Manager, Energy Expert)</li> <li>• Ms. Shammi Hettiarachchi (RECP Expert, Ecolabel Division)</li> <li>• Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)、他2名</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境省 大臣官房環境経済課 環境専門調査員 竹本 龍平</li> <li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	英語

#### ①打合せ概要

NCPC スリランカが運営するタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」において、スーパーマーケット向け基準がローンチされたことを受け、同機関及びエコマーク事務局は SLSEA を訪問した。SLSEA では現在、商業施設（スーパーマーケット含む）を対象としたエネルギー消費効率のベンチマーク制度を策定中であり、両制度の連携及び整合性について、現地スーパーマーケット事業者を交えた意見交換が行われた。

#### ②打合せ内容

##### a. エネルギーベンチマーク規制の導入背景と対象

SLSEA は現在、商業・産業セクターにおけるエネルギー効率向上を目的としたベンチマーク規制の導入を進めている。初期の対象セクターとして「スーパーマーケット」及び「銀行」が選定された。これは、工場などの複雑な産業と比較して、これらのセクターは作業時間が均質であり、業務形態の比較が容易であるためである。将来的にはホテル、製茶、アパレル産業、及び政府部門への拡大も計画されている。本規制は GIZ（ドイツ国際協力公社）の支援を受け、2023年7月に「特定エネルギー消費ベンチマーク規則 (Specific Energy Consumption Benchmarks Regulations No. 1 of 2023)<sup>3</sup>」に基づき策定された。規制対象となる施設は、四半期ごとにエネルギー消費データを SLSEA へ提出する義務を

<sup>3</sup> [https://benchmark.energy.gov.lk/wp-content/uploads/2023/09/Gazette\\_No.23390.9\\_2023.07.04.pdf](https://benchmark.energy.gov.lk/wp-content/uploads/2023/09/Gazette_No.23390.9_2023.07.04.pdf)

負う。また、各施設は資格を有する「エネルギーマネージャー」を選任しなければならない。社内に適任者がいない場合は、外部の登録エネルギーマネージャーを登用することが認められている。

本ベンチマーク規制は、エコラベル・スリランカが推進する環境基準と高い親和性を持つ。エネルギーデータ管理や省エネ機器の導入といった側面で両制度は補完関係にあり、連携することでスリランカ全体のエネルギー効率向上に寄与するものである。

#### b. Value of GEN member in Ecolabel: Building Trust and Global Reach

Mr. Hiroyuki Kobayashi, Eco Mark Office, Japan

エコマーク事務局の小林からは、タイプ I 環境ラベルの定義と優位性のほか、GPP における役割、世界的に高まるグリーンウォッシュ規制における GEN メンバーの価値について説明した。なお、本発表の内容は前日（11 日）開催の「CEO フォーラム」における発表内容と同一であるため、本項では詳細を割愛する。

#### c. Introduction to 'Ecolabel Sri Lanka'

Eng. Samantha Kumarasena, Chief Executive Officer, NCPC Sri Lanka

NCPC スリランカの Samantha Kumarasena 氏は、南アジア市場における環境配慮製品への需要の高まりと、国際基準に基づく環境ラベル「エコラベル・スリランカ」の重要性及びメリットについて詳説した。また、本発表も前日（11 日）開催の「CEO フォーラム」における発表内容と同一であるため、本項では詳細を割愛する。

#### d. フリーディスカッション

##### i. エネルギーベンチマーク策定の現状と課題

SLSEA より、現在策定中の商業施設向けエネルギーベンチマーク制度の進捗が説明された。主な論点は以下のとおりである。

- **データ不足と基準設定**：SLSEA は評価基準となるベースラインの策定を進めているが、十分なデータセットが不足している。平均的なエネルギー消費原単位を特定し、1 つ星から 5 つ星のレンジを決定するためには、スーパーマーケット各社からのデータ提供が不可欠であるとの認識が示された。
- **評価指標の検討**：エネルギー効率を評価する方針であるが、単純な「床面積あたり (kWh/m<sup>2</sup>)」の比較では不十分との認識が示された。24 時間営業か否か、空調エリアと非空調エリア（倉庫等）の比率、店舗内調理（ホットキッチン等）の有無によって条件が異なるため、これらを公正に評価するための補正方法や正規化の手法を検討している段階である。単一のベンチマークですべてを評価することは困難であり、店舗の特性に応じたカテゴライズや補正が必要であるとの認識で一致した。
- **再生可能エネルギーの扱い**：建物の純粋なエネルギー性能を評価するため、太陽光発電などの自家消費分はグリッド電力消費量と「合算」して総エネルギー消費量を算出する（相殺はしない）。ただし、再生可能エネルギーの導入自体は、星評価の際の加点要素として別途考慮される。

## ii. エコラベル・スリランカ基準とエネルギーベンチマークの連携

次に、エコラベル・スリランカ基準と、SLSEA のベンチマーク制度をどのようにリンクさせるかについて協議した。

エコラベル・スリランカは省エネだけでなく水、廃棄物など多面的な評価を行うポイント制（70 点以上で認証取得）である一方、SLSEA はエネルギー特化型である。SLSEA 側からは、「エネルギー効率が極めて悪い店舗が、他の項目で点数を稼ぎエコラベル・スリランカを取得することは避けるべき」との懸念が示された。これに対し、NCPC スリランカも省エネ法規制の順守を必須要件としているが、将来的には SLSEA のベンチマーク評価をエコラベル・スリランカの加点要素として組み込む、あるいは最低限のエネルギー評価レベルを必須化する等の連携強化が提案された。

## iii. 監査体制と人材育成

ベンチマーク制度の普及に向けた実務的な課題として、エネルギー監査員の不足が指摘された。これに対し NCPC スリランカは、エコラベル・スリランカの認証業務において、エネルギー、環境、及びプロセスの各専門家（外部監査員を含む）から構成される監査員リソースを保有していることを説明し、その活用を提案した。外部監査員は、大学の研究者や外部の有識者などに依頼しており、前日（11 日）にはその外部監査員に向けて、日本の協力を受けてトレーニングプログラムを実施したところである。

## iv. 認証スキームの効率化（グループ認証）

多数の店舗を展開するチェーンに対する効率的な監査手法について議論が行われた。全店舗への実地監査は現実的ではないため、「店舗数の平方根」に基づくサンプリング監査の導入が提案された（例：16 店舗であれば 4 店舗を監査）。SLSEA 側も、個店ごとの監査が現実的でない大規模チェーンに対してはこの手法が有効であるとの認識を示し、今後の制度設計の参考とすることとなった。

## d. まとめ

本会議を通じ、スーパーマーケット業界におけるエネルギー分野については、コスト削減に直結するエネルギー効率の改善が強力な動機付けとなるため、SLSEA のベンチマーク制度とエコラベル・スリランカが相互に補完し合うことで、スリランカの小売業界全体の持続可能性の底上げが期待できることが確認された。また、スーパーマーケット事業者から、認証取得後のエコラベル・スリランカのロゴ使用方法についての質問があり、店舗入口や広告への掲出など幅広い活用が可能であると回答した。



打合せの様子

## (6) スーパーマーケット事業者打合せ

[日時]	2026年2月13日(金) 9:00~11:00
[出席者] ※敬称略	スーパーマーケット事業者：5名 NCPC スリランカ <ul style="list-style-type: none"><li>• Eng. Samantha Kumarasena (CEO)</li><li>• Ms. Shammi Hettiarachchi (RECP Expert, Ecolabel Division)</li><li>• Ms. Sashini Dilhara (RECP Technologist, Ecolabel Division)</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>• 環境省 大臣官房環境経済課 環境専門調査員 竹本 龍平</li><li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li><li>• 同 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li></ul>
言語	英語

### ①打合せ概要

2月11日に正式に制定された「エコラベル・スリランカ」のスーパーマーケット基準に関心を示している、スーパーマーケット事業者を訪問した。同社は制度への関心は高いものの、実際の基準適合に不安を抱えていたため、NCPC スリランカの担当者を交えて打合せを実施した。打合せでは、基準の概要や具体的な申請手続きについて説明を行った後、現在の運用状況を把握するため、店舗内の視察を行った。

### ②打合せ内容

#### a. CEO の挨拶

会議冒頭、スーパーマーケット事業者の CEO がオンラインにて挨拶を行った。同氏は、日本をはじめとする他国の先進的な知見を学ぶ絶好の機会であると述べ、エコラベル・スリランカ基準を同社取組に導入する本パートナーシップへの強い期待と意欲を表明した。

また、同社は現在スリランカの複数地域の新店舗開業を控えており、既存店舗での運用改善にとどまらず、新規店舗においては設計・建設の初期段階から環境配慮を組み込んでいきたいとの経営方針が示された。

#### b. エコラベル・スリランカ制度及びスーパーマーケット基準の概要

NCPC スリランカの Samantha 氏より、エコラベル・スリランカ制度及びスーパーマーケット基準の概要について説明がなされた。エコラベル・スリランカ制度は EU 及び UNEP の支援で立ち上がり、現在は日本の環境省及びエコマークの多大な技術支援を受けてサービス部門（ホテル、スーパーマーケット等）へと対象を拡大している。スーパーマーケット基準は「環境配慮製品の調達」「エネルギー効率」「水資源の有効利用」「廃棄物管理」「カーボンフットプリント」「従業員及び顧客への啓発・コミュニケーション」などの多岐にわたる項目で構成される。認証取得には、必須項目の 100%達成に加え、その他の項目 (Critical / Non-Critical) において 70%以上のスコアを獲得する必要がある。

訪問しているスーパーマーケット事業者の高い意欲を受け、NCPC スリランカは本格的な監査に先立つ事前支援として、3月を目途に同社担当者向けに半日間の無償トレーニングを実施する方針を提案した。これにより、基準要件の正確な理解を促進し、現状とのギ

ギャップ分析を行うことで、スムーズな認証取得に向けた体制構築を支援する。また、日本のスーパーマーケット事業者による先進的な環境配慮に関する取組について情報共有を希望する同社の要望を受け、日程調整のうえ、エコマーク事務局は関連テーマのウェビナーを実施することで合意した。

### c. 当該店舗の視察

具体的なギャップ分析の第一歩として、参加者全員で当該店舗の視察（売り場及びバックヤードの視察）を実施することとなった。現場の照明・空調設備、廃棄物の分別状況、顧客への案内などを実際に確認し、新基準への適合に向けた即座のフィードバックと意見交換を行うこととなった。視察を通じて確認された主な状況は以下のとおりである。

#### i. 商品調達・サプライチェーン管理

- **環境配慮型製品の取り扱い**：店内において、エコラベル・スリランカ認証製品や SLSI 等のオーガニック認証製品の陳列が確認された。新基準においては、こうした環境配慮型製品の販売実績が評価（加点）要素となる見込みである。
- **パッケージ削減の取組**：スパイス等の量り売りを実施し、包装材の削減を図っている。同時に、販売対象を GMP 認証取得製品に限定するなど、環境配慮と食品安全・衛生管理を高い水準で両立させる同国でも先進的な事例が確認された。
- **サプライヤーの育成**：小規模事業者が多い現地サプライヤーに対し、法令遵守や適切なラベル表示、食品安全認証の取得などを支援する独自の「サプライヤーデベロップメントプログラム」を展開しており、サプライチェーン全体のサステナビリティ向上への寄与が認められた。

#### ii. エネルギー及び施設・設備管理

**ハード面の環境配慮**：屋上へのソーラーパネルの設置による再生可能エネルギーの導入や、隙間のない天井断熱材の施工による空調効率の最適化など、施設設計段階からの環境配慮が確認された。さらに、店内照明は 100%LED 化されており、陳列棚に沿った効率的な配置により電力の無駄を省いている。

**エネルギー管理体制**：店舗の電力使用量は月次で本部により一元的に監視されており、使用量増加時には店舗へ原因究明と改善を促す運用体制が構築されている。

**設備の導入・保守**：新規設備導入時に省エネ性能を重視する規定が文書化されている。

#### iii. 廃棄物管理・資源循環

**顧客参加型の資源回収**：全店舗規模で PET ボトルの回収ボックスを設置し、回収物を繊維等へリサイクルするルートが確立されている。また、他社製を含むマイバッグの持参顧客に対して割引のインセンティブを付与し、使い捨てプラスチックバッグの削減を促進している。

**食品・一般廃棄物の適切な処理**：店舗から発生する食品廃棄物は養豚業者へ提供され、資源の有効活用（飼料化等）が図られている。一般廃棄物に関しても、自治体の要求事項に従い適切に分別管理されている。

**今後の改善余地と日本からの技術支援**：食品廃棄物の処理において、日本では広く普及している水切り等の減容化処理は現状未実施であった。また、バックヤ-

ドにおける一部廃棄物（建設廃材等）の保管状況について、飛散・流出防止の観点から更なる管理水準の向上が見込める。これらについては、日本のスーパーマーケットにおける廃棄物削減・管理のベストプラクティスや技術事例を共有することが、大きな改善効果をもたらすと考えられる。

#### iv. 総評

対象店舗は、インフラ面からサプライチェーン管理に至るまで総じて高い環境意識を持って運営されており、エコラベル・スリランカのスーパーマーケット基準の取得に向けたポテンシャルは極めて高いと評価できる。今後は、本視察で見出された改善余地（食品廃棄物の減容化、設備保全の高度化、適切なバックヤード管理等）を中心に NCPC スリランカの支援を通して、認証取得を目指すものと想定される。



打合せの様子



店舗内視察の様子

## 6) NCPC スリランカとの第二回オンライン会議

[日時]	2026年3月4日(水) 13:30~14:50 (10:00~11:20 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	National Cleaner Production Centre スリランカ (NCPC スリランカ) <ul style="list-style-type: none"> <li>• Mr Gamini Gunasekera (Chairman)</li> <li>• Eng. Samantha Kumarasena (CEO)</li> <li>• Ms. Shammi Hettiarachchi (RECP Expert, Ecolabel Division)</li> </ul>
	環境省 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大臣官房環境経済課 課長補佐 中村 文香</li> <li>• 同 環境専門調査員 竹本 龍平</li> </ul> 公益財団法人日本環境協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• エコマーク事務局 戦略推進担当課長 小林 弘幸</li> </ul>
[言語]	日・英語逐次通訳

### (1) 協議概要

2025年度のスリランカ技術支援を総括するとともに、2026年度の技術支援について意向を確認するオンライン会議を実施した。

### (2) 協議内容

#### ①挨拶

NCPC スリランカの Gamini 氏より、日本の環境省及びエコマーク事務局からの継続的な支援、特にエコラベル・スリランカ推進における技術的指導に対する感謝が述べられた。続いて環境省の中村氏が挨拶を行い、2026年2月のスリランカ訪問での有意義な意見交換に触れつつ、来年度の協力継続に向けた期待を示した。

#### ②2025年度の技術協力の総括

NCPC スリランカの Shammi 氏より、2025年度の技術支援に係る活動実績について報告が行われた。主な成果は以下のとおりである。

- 2025年11月：NCPC スリランカ主催の「第3回資源循環・サーキュラーエコノミー国際会議」において日本側専門家（国立環境研究所 藤井氏、エコマーク事務局 小林）の知見を共有したほか、同日開催された「National Cleaner Production アワード」に登壇した。また、基準策定に向けて現地のスーパーマーケット及びショッピングモール事業者を訪問し、スリランカにおける現状把握を実施した。
- 2025年12月：エコマーク事務局がスーパーマーケット及びショッピングモール向けエコラベル・スリランカ基準原案を作成した。さらに、専門家会議へのオンライン参加を通じた技術的助言を実施し、同基準案の最終化を支援した。
- 2026年2月：CEO フォーラムにて同基準が正式にローンチされたほか、エコマーク事務局と NCPC スリランカとの間で、画像機器の共通基準に関する合意書の締結式が執り行われた。加えて、スリランカ持続可能エネルギー局（SLSEA）を訪問して、スーパーマーケット分野のエネルギーベンチマーク制度との連携について協議を行った。

ほか、同基準に関心があるスーパーマーケット事業者を訪問した。

### ③2026年度の技術支援の提案

NCPC スリランカの Samantha 氏より、2026年度の技術支援の要望について提案が行われた。まず、同氏より日本からの継続的な支援に対する深い謝意が示されるとともに、スリランカの GPP 制度の実装及び普及に向けて、引き続き日本からの技術支援を強く要望する旨が述べられた。スリランカでは、2023年に「GPP ポリシー」が内閣で承認され、スリランカ環境省は GPP 優先品目を定めるための調査を実施した。その調査結果を受け、同省は GPP の優先品目リストを作成したところである。スリランカにおける GPP 制度の効率的かつ効果的な実装に向けて、またエコラベル・スリランカを同制度に組み込むためには、同分野に多大な知見を有する日本の協力と早期の連携が不可欠であり、主に以下の2点について支援を求める旨が示された。具体的な提案内容及びスケジュール案は以下のとおりである。

表 2-1-8. NCPC スリランカより提案された 2026 年度の技術支援内容

(1) 基準策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPP 調査で優先度が高いとされた電気・電子機器分野に焦点を当て、具体的には「1. エアコン」及び「2. パーソナルコンピュータ (PC)」のエコラベル・スリランカ基準の策定を行う。</li> <li>・ 科学的根拠に基づき、測定可能かつ国際的なベストプラクティスに合致した基準を策定することで、国内産業の政府調達への円滑な適応を目指す。</li> </ul>
(2) GPP 実施支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スリランカ環境省及び関連ステークホルダーのキャパシティビルディングと政策提言を支援する。具体的には、スリランカ環境省との対面会議を実施し、以下を実行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓日本が数十年にわたり培ってきた「GPP と環境ラベルを統合するノウハウ」を共有する。</li> <li>✓環境ラベルが GPP 政策実行の主要ツールとして認識されるよう、日本側からの直接的なアドバイスや提言を求める。</li> </ul> </li> <li>・ (オプション提案として) スリランカ環境省職員を対象とした、ノウハウ移転のためのインタラクティブな研修プログラムを実施する。</li> </ul>

#### 今後のスケジュールの提案

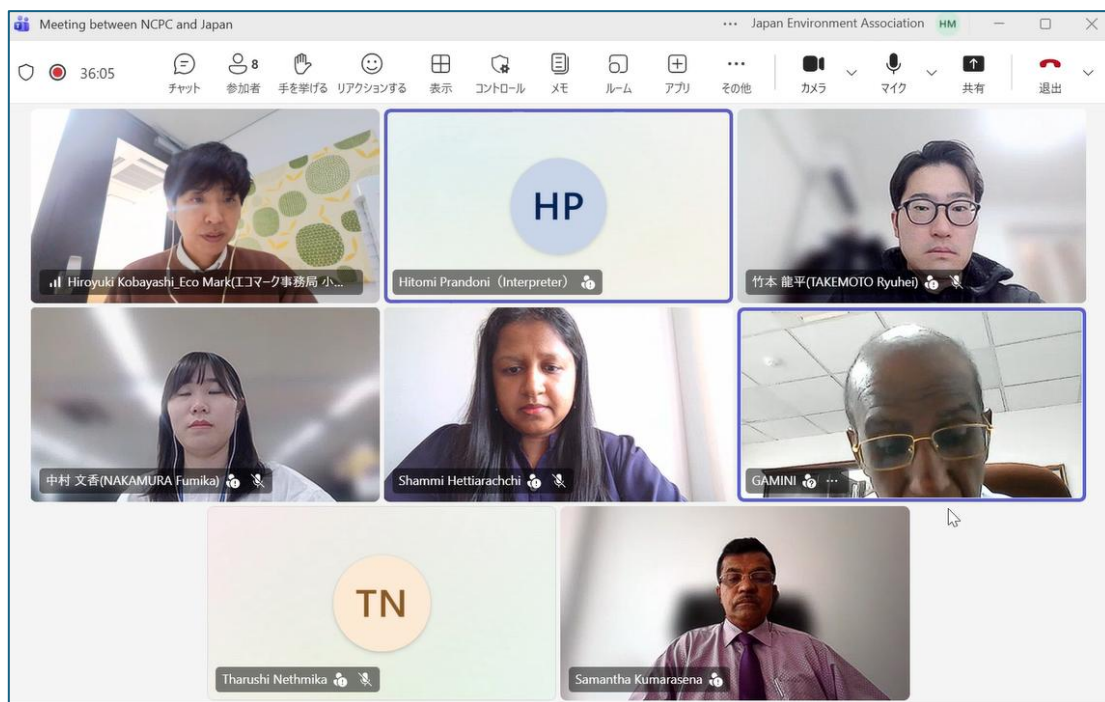
- 第1回スリランカ訪問 (2026年10月～11月): 「第4回資源効率・サーキュラーエコノミー国際会議」に合わせて日本側専門家を招聘し、200名以上の聴衆に向けて日本のエコラベル及び GPP の実践・成功事例を共有する。さらに、スリランカ環境省との対面会議を実施し、GPP 実施支援を行う。
- 第2回スリランカ訪問 (2027年2月): 年度末を前に、最終化された基準を発表及

び普及するための CEO フォーラムを開催し、日本側にも同席を求めること。

これに対し日本側からは、「エコラベル・スリランカ」を通じた同国の GPP 制度の実装支援は、本技術支援の趣旨に合致するものであるとの認識が示された。また、エコマーク事務局からは、現在エコマークにはエアコンの基準はないものの、他のアジア諸国におけるエアコン基準の策定支援実績があり、基準策定支援に十分な知見を有していることに触れたうえで、PC の基準策定や GPP 実施に関する知見共有には協力可能であるとの見解が示された。

#### ④まとめ

- 「1. エアコン」と「2. PC」の基準策定支援、及び GPP 実装支援を 2026 年度の技術支援の内容として、日本側で検討する。
- 日本側で検討したのち、改めてスリランカ側に連絡する。



会議の様子

Meeting between NCPC and Japan Japan Environment Association HM

01:17:18 制御する ポップアウト チャット 参加者 8 手を挙げる リアクションする 表示 コントロール その他 カメラ マイク 共有 退出

## Two Pillars of Assistance

### 1. Criteria Development

- Focused support on establishing ecolabel criteria for high-priority product categories identified in the national GPP list
- This ensures that standards are scientifically sound, measurable, and aligned with international best practices to facilitate seamless adoption by local industries and government procurement channels

### 2. GPP Implementation

- Strategic capacity building and policy advocacy to the Ministry of Environment (MoE) and relevant stakeholders.
- This includes sharing a decades of experience in Japan in integrating of GPP and Eco-labels. Thereby assisting the government of gov. of Sri Lanka in drafting enforceable procurement guidelines

Samantha Kumarasena

会議の様子

## 2-1-4 今後の展開

今年度は、前年度の成功を受けて NCPC スリランカの要望に基づき、新たに「スーパーマーケット」及び「ショッピングモール」基準の策定支援を実施した。2025年11月の第1回スリランカ訪問では、対象分野の事業者に対する直接のヒアリングを通じて、環境配慮に関する取組実態や技術的課題を把握したほか、NCPC スリランカ主催の国際会議に登壇し、タイプ I 環境ラベルの優位性や取得メリット等に関する普及啓発に貢献した。その後、複数回にわたる専門家委員会（エコマーク事務局の参加は一度）での基準案の審議支援を経て、両基準は2026年2月の第2回訪問時に開催された CEO フォーラムにて正式にローンチされるに至った（基準書は資料編 2-1-2 及び 2-1-3 に示す）。第2回訪問ではさらに、NCPC スリランカの監査員及び外部監査員向けのトレーニングプログラムを実施し、日本の事後管理（サーベイランス）手法などの知見を共有した。加えて、認証取得に関心を示す事業者に対して店舗視察を通じたギャップ分析を実施したほか、画像機器分野における両国の共通基準の合意書締結を実現させるなど、多岐にわたる大きな成果を達成した。

新たに策定された両基準は、製品単体ではなくサービス分野における持続可能性を評価する重要な枠組みである。第1回訪問時の事業者ヒアリングでは、スーパーマーケットやショッピングモールにおいて、法規制に先んじた自主的な環境配慮の取組が着実に進んでいる実態が確認された。具体的には、スーパーマーケットにおいて、80~90%の店舗での屋上太陽光発電の導入、全照明の LED 化、レジ袋有料化による消費量の大幅削減、生分解性バッグ・紙袋への転換などが進められている。また、青果の95%以上を国内調達するほか、規格外農産物を値引き販売、慈善団体への寄付、廃棄パンのパン粉への再加工など、食品廃棄物を削減する独自の取組も確認された。ショッピングモールにおいても、施設全体の LEED 認証取得や、徹底した空調温度管理、テナントを巻き込んだ廃棄物の分別・リサイクルが行われている。これらの実態を反映して基準が策定されたこともあり、早期の認証取得が十分に期待される状況にある。また、SLSEA が策定を進めている商業施設向けのエネルギーベンチマーク制度と、エコラベル・スリランカを効果的に連携させるための協議が行われた。両制度が相互に補完し合うことで、スリランカの小売業界全体の持続可能性の底上げが図られる道筋がついたことは特筆すべき前進である。加えて、画像機器における相互認証の合意は、同国における環境ラベルの信頼性を高めるとともに、日本事業者のさらなる競争力確保に向けて有効な手段となる。

一方で、基準の実装と継続的な運用に向けた課題も明らかとなった。ショッピングモールにおいては、テナントに対して環境配慮を直接要求する仕組みが未整備であり、テナントの自主性に任されていることが課題として挙げられる。また、多数の店舗を展開するスーパーマーケット等に対する監査手法については、全店舗を対象とした実地監査は費用及び実務の面で非現実的である。これに対しては、エコマーク事務局が提案した運営マニュアルをベースとした審査や、サーベイランス制度を用いた監査スキームの簡素化など、効率的な運用方法の実装と早期確立が急務となっている。また、第2回訪問時の店舗視察を通じて、設備・施設面での環境配慮が進んでいる反面、バックヤードにおける一部廃棄物（建設廃材等）の保管状況や、食品廃棄物の水切り等の減容化処理の未実施など、運用面に

おける改善の余地が確認された。これらの実務的な課題を克服するためには、日本のスーパーマーケットにおけるベストプラクティス等の技術事例を共有し、継続的なキャパシティビルディングを実施していく必要がある。

これらに加え、スリランカにおける GPP 制度の実装に向けた動きも注視すべきである。第 2 回 Web 会議において NCPC スリランカより、同国の GPP 優先品目であるエアコン及び PC の新規基準策定や、同制度と環境ラベルの統合に向けたキャパシティビルディングについて、日本からの継続的な技術支援が強く要望された。これらの要請は本技術支援の目的に合致するものであり、今後も日本の知見や運用ノウハウを積極的に共有し、同国における GPP の普及と環境ラベル制度の定着に向けて引き続き連携を深めていくことが重要である。